

我が国の外務員制度 —歴史・制度・統計から見る現状とこれから—

横 田 裕

要 旨

日本証券業協会では、協会の外務員の登録事務（登録、拒否、行政処分及び抹消等）を行っている。あわせて、自主規制として、外務員資格試験や資格更新研修の実施、外務員必携の制作、自主規制処分を行っている。

外務員については、昭和16年に法律に基づき登録制とされた。その後、戦後まもなく施行された証取法では、民主化推進とあわせて登録制から届出制に変わったが、外務員による顧客との紛争等の事故が絶えず、これを背景として、昭和40年証取法改正によって登録制が復活し、あわせて、外務員の権限や証券会社の責任の範囲が法律上で明確化されることとなった。その後、平成3年に損失補填等の証券不祥事が発生すると自主規制機能の強化が求められ、翌4年の公正確保法により、日本証券業協会は認可法人として改組し、登録事務の委任を受けることとなった。さらに、平成10年の金融ビッグバン、平成15年の証券仲介業導入、平成18年の金商法制定に伴う改正が行われた。

外務員の資質確保のための自主規制の取組みとしては、昭和26年以降に資格試験制度が整備され、講習中心から全国统一試験、次いでCBT方式へと発展し、一種・二種区分や特別会員向け試験が導入された。外務員研修については、昭和57年に開始された営業員再研修制度が起点となり、平成16年に現在の「資格更新研修」が創設された。

外務員処分制度は、行政処分（登録取消処分及び職務停止処分）と自主規制処分（不都合行為者の取扱い、職務禁止措置等）から成り、昭和3年から現在に至るまで、法令等違反行為者を排除するための枠組みが段階的に強化され、外務員等による法令等違反行為への厳正な対応を行ってきた。また、近年では、処分対象者の権利利益の保護を図るための聴聞・弁明等の各種処分手続を整備したほか、法令等違反行為の抑止や再発防止のための取組みとして、重大事案の処分の公表を開始した。

I. 外務員登録制度等

1. 外務員登録制度等の変遷

(1) 戦前（有価証券外務員取締規則の制定）

戦前の証券業者に対する行政的な監督規制は、証券取引所の取引員（取引所内で顧客の委託や自己の計算で売買を行う証券業者）に対してはあったものの、証券取引所の市場外で営業する証券業者に対してはなかった。しかし、証券取引の増大に伴って取引員以外の証券業者に対しても行政的な監督規制の必要が生じたことを踏まえ、1918（大正7）年4月に有価証券割賦販売業法が、1938（昭和13）年3月に有価証券業取締法及び有価証券引受業法が制定され、これらの業が免許制となり、全ての証券業者が行政的な監督規制の対象となった¹⁾。

この時点においては、行政当局による外務員の監督規制は存在しなかったが、東京株式取引所取引員組合²⁾の自主的な取組みとして、1935（昭和10）年7月に「外務員登録規程」が制定（同年10月施行）されており、「東京株式取引所の取引員に属し外交事務に従事する者」は「外務員登録原簿」への登録を要することに加え、登録の拒否や抹消に関する要件等³⁾が規定され、その後、他の株式取引所の組合においても同様の対応が行われた⁴⁾。

しかしながら、営業所外で顧客を個別訪問し注文を取って歩く当時の外務員は、証券業者に所属する者・所属しない者、証券業者の代理人の立場をとる者・顧客の代理人の立場をとる者といった様々な立場があり、その立場の曖昧さから巧みに責任を転嫁し、証券業者や顧客に対して損害を生じさせた⁵⁾。そこで行政当局は、1941（昭和16）年7月、「有価証券外務員取締規則」⁶⁾を制定（同年同月施行）し、「有価証券外務員」の身分、所属関係を明らかにするため登録制を採用するとともに、登録に係る手続や禁止行為、罰則等を規定した。有価証券外務員取締規則は、取引所や業界団体による自主規制ではなく、全国的に統一された法令として外務員制度を定めたものとしては最も古いものであると考えられる。その概要は

1) 神崎克郎＝志谷匡史＝川口恭弘「証券取引法」（青林書院、2006年）p.38。

2) 同組合の後身である東京取引員協会が1948年3月に解散した際、東京証券協会（東京証券業協会の前身）にその業務が移管された（「東京証券業協会十年史」（東京証券業協会、1951年）p.233-238）。

3) 現在の金商法のような具体的な欠格事項や登録取消事由は見受けられないが、不都合行為のほか、「本規程に違反し委託者に迷惑を及ぼしその他外務員たるの本務に悖りその体面を汚し若しくは他の取引員の信用を棄損し又はその営業を妨害しその他不信の行為ありたる時」も登録を抹消することとされていた。

4) 「東京株式取引所史 第三巻」（東京株式取引所、1938年）p.482-485、藤田國之助「日本取引所解説」（千倉書房、1942年）p.353。

5) 「解説—有価証券外務員取締規則に就いて」『商工通報 昭和16年8月1日号』（1941年）。

6) 商工省令第61号（1941年7月4日公布、同月10日施行）。

次のとおりである⁷⁾。

① 「有価証券外務員」の定義

有価証券外務員とは「有価証券業者」等の使用人であり、営業所外において取引所によらない有価証券の売買等、取引所における有価証券の売買取引の委託の勧誘に従事する者とされた（1条1項）。本規定により、当時の外務員の立場（身分関係）が定義された。

② 登録の手続

履歴書を添付した有価証券外務員登録申請書を主務大臣⁸⁾へ差し出し、有価証券外務員原簿に登録を受けることとされた。なお、複数の業者の有価証券外務員としての登録を受けることはできないとされた（2条, 4条）。

登録の有効期間を登録の日から5年としており（5条）、有効期間が満了したときには登録を抹消された（11条）。有効期間満了後は再度登録の申請を行う必要があった。また、著しく不当な行為があったと認められる者など一定の要件に該当する者の登録は拒否された（9条2項）。なお、「著しく不当な行為」の具体的な規定は確認できない。

③ 有価証券外務員の禁止行為

有価証券外務員を対象とした禁止行為として、人を惑わす目的をもって有価証券の相場に関し虚偽の事実又は誇大な観測を告げること、委託手数料の割引、割戻等の特別の利益の提供を約すること等が禁止行為として規定された（18条）。

④ 行政処分⁹⁾

有価証券外務員が登録後に著しく不当な行為を行った場合は、主務大臣が登録を抹消するものとされており、この抹消された日から1年間は外務員登録が拒否される（9条1項, 11条3項）。

以上のとおり、有価証券外務員取締規則は、現在の金融商品取引法（以下「金商法」という。）における外務員制度の源流とも言える規定が多く見受けられる（一方で「外務員の権限」に関する規定はまだ存在しない）。また、別に特徴的な規定として、登録を受けた場合に「有価証券外務員証」が主務大臣から交付されることとなり、有価証券外務員において業務中の同証の携帯義務や他人に使用させることの禁止等が規定された（10条, 17条, 26条）。

（2）証券取引法の制定（1948（昭和23）年）

戦後の証券市場再建期において、1947（昭和22）年3月、米国の法律を参考とし、それま

7) 制度の変遷に記載されている法令諸規則の条項は、制定・改正当時のもの。以下同じ。

8) 制定当時の主務大臣は商工大臣。大蔵省令第71号（1941年12月16日公布、同日施行）を以て「大蔵大臣」と改正。

9) 当時の条文上、行政処分（監督上の処分）であることは明確ではないものの、著しく不当な行為を行った場合の登録抹消は、現行の金商法に基づく登録取消処分に相当する効果があったものと考えられる。

で我が国において有価証券業者を規制してきた有価証券業取締法、有価証券引受業法、有価証券割賦販売業法等を取り込んだ新たな法律として「証券取引法」(以下「証取法」という。)が公布された。しかしながら、その施行前にGHQにより民主化推進の観点¹⁰⁾から全面的な修正が求められ、1948(昭和23)年4月¹¹⁾には同要求に沿った形で、免許制としていた証券業者及び証券取引所の開業・設立を要件充足主義(登録制)とし、米国の1933年証券法及び1934年証券取引所法に規定する重要な事項を盛り込むなどした改正法が公布され、同年5月に施行された。あわせて、有価証券外務員も登録制から届出制へと移行することとなった。なお、従前から存在した有価証券業取締法等及び有価証券外務員取締規則は廃止された。本改正による証取法における外務員制度に係る規定の概要は次のとおりである。

① 「有価証券外務員」の定義

有価証券外務員とは、自己の営業所以外の場所において有価証券の募集若しくは売買又は有価証券市場における売買取引の委託の勧誘に従事する使用人と定義された(56条1項)。

② 有価証券外務員の届出

証券行政を行う独立した行政機関たる証券取引委員会¹²⁾(その後1952(昭和27)年の行政機構の改革による同委員会の廃止に伴い大蔵大臣へと変更)に対して、氏名、生年月日及び住所に加えて、外務員の業務に従事したことの有無と従事したことのある者についてはその所属した証券業者の氏名又は名称及び従事した期間を業務に従事させる前に届け出ることとしている(56条1項)。

以上のとおり、外務員に関する規定は56条のみであり、有価証券外務員取締規則にあった多くの規定は取り込まれず、「有価証券外務員の禁止行為」(同規則18条)も規定されなかった。行政当局は届出を受けるのみで、法律上、外務員の登録やその抹消等に関する直接的な監督権限はなくなった。他方で、対象を「何人も」としたうえで、有価証券の売買その他の取引について、不正の手段、計画又は技巧をなすこと等や相場操縦の禁止(58条、125条)、内部者の短期売買利益の返還義務(189条)といった不公正取引の禁止に関する規定が置かれている。

あわせて、証券業者が有価証券の売買その他の取引を公正ならしめ、かつ、投資者の保護に資する目的をもって団体を組織したときは、証券取引委員会の登録を受けることができる規定が新たに設けられ、1948(昭和23)年から1950(昭和25)年にかけて全国各地に34の証券業協会が設立された¹³⁾。

証券業協会の連合組織として設立された証券業協会連合会では、外務員の素質の向上と信

10) 「第2回国会 衆議院 財政及び金融委員会 第10号」(1948年3月24日)(阪田純雄発言)。

11) 神崎克郎=志谷匡史=川口恭弘「証券取引法」(青林書院、2006年)p.39-41。

12) 業者の登録に関する申請の提出先及び審査の主体もこの証券取引委員会であった。

13) 「日本証券業協会50年の歩み」(日本証券業協会、2024年)p.20。

用の保持を図る手段として各協会の自治的な規則を定めるよう勧奨した。連合会草案に基づき、1949（昭和24）年12月以降に各地の証券業協会において「有価証券外務員に関する規則」が順次制定され¹⁴⁾、証券業協会に備える有価証券外務員登録原簿への登録義務、登録拒否要件¹⁵⁾、有価証券外務員の禁止行為、外務員が禁止行為を行った場合等の登録取消し、証券業協会による「有価証券外務員登録証」の交付や同証の携帯義務等が規定された。1951（昭和26）年11月には、証券取引委員会より全国各証券業協会宛に、「有価証券外務員に関する公正慣習規則の制定について」が通知された。その趣旨としては、当時、証券業者と顧客間の紛争の過半数に外務員が介在している実情があり、かかる紛争を未然に防止し、取引の健全化を図るため、規則作成の要綱を示して各地の証券業協会に慫慂したものであった。各地の証券業協会ではこれに応じて公正慣習規則を整備することとした。例えば東京証券業協会では、1952（昭和27）年1月に、前述の「有価証券外務員に関する規則」を改め公正慣習規則第4号「有価証券外務員に関する規則」¹⁶⁾を制定、同月施行した。改正前の規則との違いとしては、登録の有効期間を2年から延長して3年間とし、登録できる者の要件を規定した。また、登録を取り消された者は、その後3年間登録ができないものとされていたところ、これを5年間へと延長した。なお、現在の金商法上の具体的な登録拒否要件のうち主要なものは、このときに証券業協会の規則として整備された¹⁷⁾。

（3） 1965（昭和40）年証取法改正

有価証券外務員は1948（昭和23）年改正で届出制へと移行したが、届出先の大蔵省には有価証券外務員の登録に直接監督権限がなく、専ら登録を受け付ける証券業協会が有価証券外務員の指導監督にあっていた。しかし、有価証券外務員は営業所外において単独で顧客から証券取引の受注、金銭や株券の授受等を行っているところ、所属する証券業者の監督の目が届かないこともあり、顧客との紛争¹⁸⁾が絶えず、多くの訴訟を引き起こしていた¹⁹⁾。

このような状況に鑑み、1963（昭和38）年6月から証券取引審議会による審議が行われ、翌年2月、同審議会から大蔵大臣に対して「証券業者に関する諸問題について（中間報告）」

14) 1949年12月1日付けで東京証券業協会「有価証券外務員に関する規則」が施行され、その後、各地の証券業協会においても同様の対応が行われた（東京証券業協会「昭和24年12月 証券会報」p.1-7、「続証券十年史 第四部」（大阪証券業協会、1961年）p.142-143）。

15) 現在の金商法に規定されるような具体性のある登録拒否要件（欠格事項）は、この規則により初めて見受けられるものであるが、その内容は、破産者で復権を得ないものや禁錮以上の刑に処せられた者等、一部の規定に留まっていた。

16) 東京証券業協会「昭和27年2月 証券会報」p.1-2。

17) 現在の金商法上の具体的な登録拒否要件については、後掲I. 2. (2)②参照。

18) その当時大蔵省に報告された事故の内容は「株券の横領」という事例が圧倒的に多く、もう一つは、「証券会社及びその従業員の不当な投資勧誘に基づく顧客との紛争」が挙げられている（大蔵省「理財局証券年報（昭和39年版）」p.79-81）。

19) 小島孝「有価証券外務員」龍田節＝河本一郎『証券取引法大系』（商事法務研究会、1986年）p.355。

(以下「中間報告」という。)が提出された。中間報告においては、有価証券外務員に対する規制強化や資質向上を図る必要性が指摘されるとともに、その権限と証券業者の責任の明確化についても提言され、その中では、外務員の禁止行為等により顧客に与えた損害については証券業者に賠償責任があるものとするとの審議会意見が示されている。さらに、自主規制機関としての証券業協会の機能の充実強化及び証券業者の免許制に関しても答申がなされた。

これを受けた改正証取法（1965（昭和40）年5月公布、同年10月施行）では、外務員制度についてもそれまでの行政当局に対する届出制から登録制への移行など大きく改正された。その概要は次のとおりである。

① 外務員の定義

外務員（「有価証券外務員」から改正）は、勧誘員、販売員、外交員その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、証券会社（「証券業者」から改正）の役員又は使用人のうち、営業所以外の場所でその証券会社のために、証券業に該当する行為、兼業業務に属する行為又は有価証券の売買等の勧誘を行う者とされた（62条1項）。本改正により外務員は使用人のみならず、代表取締役を含む役員も対象となり、名称を問わず外務員の職務を行う者の登録が必要とされた。また、本改正以前は、規定上、外務員の職務について「勧誘」のみが対象であったが、証券業務等も明文化されることとなった。

② 外務員の登録

外務員は、本改正により大蔵省に備える外務員登録原簿への登録を受けなければならない、また、登録を受けた者以外の者に職務を行わせてはならないと規定された（62条1項、2項）。

この理由としては、当時の大蔵省証券局の解説²⁰⁾を踏まえれば「証券会社にその外務員が自社の外務行為に従事する者であることを公的に確認せしめ、外務員の行為の責任の帰属を明らかにする」ことに加えて、「顧客との紛争又は事故の原因となりやすい外務員制度に対する監督体制の整備」を図るために、「登録の欠格要件を定めること及び法令違反等の場合において登録取消の処分を行うことにより不適格者を排除することのできる制度」として登録制に変更したと考えられる。

③ 登録の手続

外務員の登録に際しては、登録申請書、当該外務員の履歴書、戸籍抄本及び大蔵省令で定める書類を大蔵大臣に提出することとされた（62条3項、4項）。登録申請書の記載内容には「役員又は使用人の別」が含まれ、大蔵省令で定める書類とは、当該外務員が登録拒否要件（63条1項各号の一）²¹⁾に該当しない者であることを、当該外務員及び登録申請者が誓約

20) 神田秀樹「注解証券取引法」（有斐閣、1997年）p.664-665。

21) 金商法29条の4第1項2号イからリ（欠格事項）に対等するものを含む。

する書面とされた。

大蔵大臣は登録の申請があった場合には、登録拒否事由に該当する場合を除き、直ちに外務員登録原簿に登録しなければならない。外務員登録原簿の記載事項には、登録申請書の記載事項に加え、同申請書には含まれない事項として、外務員に対する行政処分（64条の3第1項）に関する内容も記載することとされた。

④ 外務員の権限

本改正により「外務員は、その所属する証券会社に代わって、その有価証券の売買その他の取引に関し、一切の裁判外の行為を行なう権限を有するものとみなす。」と新たに規定された（64条1項）。外務員が証券会社を代理する権限を有することが明文化され、外務員の責任の所在と範囲が明確になった。たとえ証券会社が自社の外務員の権限を制限している場合であっても、当該証券会社は外務員の行った職務上の行為（裁判上の行為は除く。）に責任を負わなければならないこととなる。なお、本規定は善意の第三者を保護するために設けられたものであることから、相手方が悪意であった場合には適用されない（64条2項）。

なお、現行の金商法においても本改正の内容が包含されており、有識者の解説によれば「証券会社が外務員の行為の責任を負うことによって、証券会社の取引の相手方や顧客は、外務員に代理権があるかどうかを個別に調査する必要がなくなり安心して迅速に取引を行うことができる。」とされている²²⁾。

⑤ 変更等の届出

登録済の外務員に関して、登録申請書の記載事項に変更があったとき、登録拒否事由に該当することとなったとき又は退職その他の理由により外務員の職務を行わなくなったときには遅滞なく、大蔵大臣に届け出ることとされた（64条の2）。

⑥ 行政処分

大蔵大臣は、外務員が法令に違反したとき、その他外務員の職務に関して著しく不適当な行為をしたと認められるとき等に該当する場合において、登録の取消し又は6か月以内の職務停止を命ずることができる（64条の3）と新たに規定された。

なお、前述のとおり、昭和23年証取法においては外務員に対する直接的な禁止行為の規定はなかったが、本改正により、断定的判断の提供や損失補填の約束の禁止等、「証券会社又はその役員若しくは使用人」を対象とした禁止行為が規定された（50条。金商法38条等に対等）。

また、中間報告において「証券業協会は、外務員の資質の向上を図るため、登録のための資格要件を厳格にするとともに、現行の外務員に対する監督及び監視の体制を一層整備強化し、不適格者の排除に努めるべきである」旨が記載された。本改正により外務員が登録制へ

22) 河本一郎＝関要「〔三訂版〕逐条解説証券取引法」（商事法務，2008年）p.698。

移行したことに伴い、東京証券業協会では、その自主規制上の登録制度である公正慣習規則第4号「有価証券外務員に関する規則」を廃止するとともに、公正慣習規則第5号「東京証券従業員に関する規則」（以下「東京従業員規則」という。）において外務員²³⁾の登録に必要な資質等の要件や従業員の禁止行為等に関する改正を行った。あわせて、この要件を具備しない者の登録申請がなされることを防止するために、証券会社が登録申請をしようとする場合には、各地の証券業協会を経由して申請しなければならないことを定めた²⁴⁾。

なお、中間報告の意見として「全国単位の協会の設立」が示されたことから、1968（昭和43）年には全国33の協会が10ブロックとなり、さらに、1973（昭和48）年7月に全国10の証券業協会が統合され、社団法人日本証券業協会が発足した。このようにして証券業協会の自主規制機能は強化されていったものの、業界団体の色彩は比較的濃いままであった²⁵⁾。

（4） 1992（平成4）年証取法改正

1991（平成3）年頃、証券会社による損失補填問題が相次いで発覚すると²⁶⁾、証券会社に対する社会からの不信感が高まり、実効性のある規制整備を求める声が強まっていった。大蔵省は一連の損失補填問題を重く受け止め、緊急措置として証取法を改正する方針を固め、損失補填の禁止やその罰則規定等を定めた改正証取法が同年中の1991（平成3）年10月に公布、翌1992（平成4）年1月に施行されることとなった。また、このような緊急措置と並行して、証券市場に関する問題の抜本的な解決に向け、政府の臨時行政改革推進審議会や証券取引審議会等で議論が行われ、1992（平成4）年6月、「証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律」（以下「公正確保法」という。）が公布、同年7月に施行された²⁷⁾。

この改正法は、我が国の証券市場等の実情に鑑み、取引の公正の確保を図り、市場に対する投資者の信頼を保持するため、証券取引等監視委員会の設置、証券業協会・証券取引所の自主規制機関としての機能強化等を内容とするものであった。本改正によって、「証券業協会」は有価証券の売買等を公正かつ円滑ならしめ、かつ、投資者の保護に資することを目的

23) この時点で、同規則における「外務員」に役員は含まれないが、1965年9月20日付け東京証券業協会理事会決議により、役員に対しても、一部を除いて同規則を準用することとされた。

24) 1965年9月の日本証券業協会連合会の決議により、各地の証券業協会も東京の規則改正にならうこととし、概ね同年中には、このような取扱いが統一されることとなった（「二十年史」（日本証券業協会連合会、1972年）p.600。）。

25) 「日本証券業協会50年の歩み」（日本証券業協会、2024年）p.27。

26) 「証券不祥事」といわれる一連の損失補填問題について最初に発覚したのは1989年9月、大手証券会社1社によるものであったが、その後、大蔵省の通達に基づき各社が内部点検を行った結果、他の大手証券会社をはじめ多数の証券会社で大口顧客に対する損失補填を行ったことが発覚し、この問題が1991年に報道され、社会問題となった（「日本証券業協会50年の歩み」（日本証券業協会、2024年）p.27）。

27) 財務省財務総合政策研究所「平成財政史—平成元～12年度 第6巻（証券行政）」（財務省、2019年）p.349。
https://www.mof.go.jp/pri/publication/policy_history/series/h1-12/6_4.pdf

として、これまでの登録制から、その設立に大蔵大臣の認可を必要とする内容に変更され、自主規制機関としての位置づけが明確化された（67条～79条の19）。あわせて、大蔵大臣は、認可を受けた証券業協会に対して所属する証券会社の外務員の登録事務（登録、拒否、行政処分及び抹消等。以下同じ。）を行わせることができるものとされた（64条の5第1項、3項）。

日本証券業協会（以下「本協会」という。）は、1992（平成4）年7月に一般社団法人から証取法上の認可法人となり²⁸⁾、登録事務の委任を受けることとなった。大蔵大臣は、認可した証券業協会に登録事務を行わせることとしたときは登録事務を行わず（64条の5第2項）、委任を受けた証券業協会は登録事務を行った場合は遅滞なくその旨を大蔵大臣（実務的には、管轄の財務局²⁹⁾）に届け出なければならないこととされた（64条の5第4項）。また、これらの登録事務の委任に係る改正のほか、本改正において、法令違反等を行った外務員の職務停止期間が6か月以内から2年以内へ変更された（64条の3）。

本改正（公正確保法の施行）に伴い、本協会では認可法人へ移行するための所要の整備を行い、特に外務員登録事務の委任に関しては、1992（平成4）年7月に公正慣習規則第15号「協会の外務員の登録等に関する規則」（現「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」。以下「外務員規則」という。）を制定した（同年同月施行）。

なお、本改正では、銀行等の金融機関が認可を受けた業務を行う範囲において証券会社とみなすこととされ（68条3項）、これにより既存の証券業協会に加入するか新たな証券業協会を設立することが可能となった。あわせて、大蔵大臣は証券業協会に加入しない証券会社の業務について、公益を害し、又は投資者保護に欠けることのないよう、証券業協会の定款その他の規則を考慮し、適切な監督を行わなければならない旨が規定され（66条の2）、それにより、認可を受けた業務を行う金融機関に対して自主規制機関の規則が実質的に適用される措置が図られた。これを受け、本協会の関係諸規則等が改正され、1994（平成6）年4月に銀行等の金融機関が特別会員として本協会へ加入することとなり³⁰⁾³¹⁾、特別会員に関する登録事務も証券業協会が担うこととなった³²⁾。

（5）1998（平成10）年証取法改正

1998（平成10）年6月、いわゆる金融ビッグバンの中核を担った証券市場制度及び金融制度全般にわたる改革を実施するための「金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律」（以下「金融システム改革法」という。）が公布され、証取法についても、有価証券

28) 「日本証券業協会50年の歩み」（日本証券業協会、2024年）p.53-54。

29) 「証券業協会に関する省令」（大蔵省令第44号、1992年6月26日公布、同年7月20日施行）

30) 銀行等244社が加入（当時の会員数は268社）。

31) 「金融」第566号（全国銀行協会連合会、1994年5月）p.16-17。

32) その後の逐次の法令諸規則の改正により日本証券業協会の協会の範囲は順次拡大。現在の協会の範囲は、日本証券業協会ウェブサイト参照（<https://www.jsda.or.jp/about/gaiyou/>）。

の範囲の拡大、店頭デリバティブ取引の解禁、証券会社の専業義務の緩和、証券業の免許制から登録制への移行、いわゆる投信の銀行窓販の解禁等、多岐にわたる改正が行われ、外務員の職務の範囲も広がった(64条1項各号)(同年12月施行)。また、これまでの外務員の定義では、営業所以外の場所で外務員の職務を行う者と規定していたが、場所に関する限定が削除され、営業所の内外を問わず外務員の職務を行う全ての者について登録が必要となった。これを受け、それまで外務員として登録を拒否された者や外務員として行政処分を受けたような者であっても、規定上、営業所内であれば顧客への勧誘等ができてしまうことが排除されることとなった³³⁾。一方で、例えば、営業所内で顧客へ勧誘をせずにディーリング業務のみを行っていた者も登録が必要となった。また、証券業が免許制から登録制に移行したことに伴い証券会社の店舗の設置が自由になり、例えば一人店舗の出現が予想される等、店舗の外と内とを区別することが適切でなくなるといったことも改正の理由であった³⁴⁾。

現状においても外務員の登録の要否に係る判断が難しい事例は散見されるが、現行の金商法下においては、店内業務(店頭業務を含む。)に従事する役員又は使用人のうち登録が必要となる者について、勧誘を目的とした金融商品取引等の内容説明、金融商品取引等の勧誘、注文の受注、勧誘を目的とした情報の提供(バックオフィス業務に関すること及び顧客の依頼に基づく客観的情報の提供を除く。)等、いずれかの業務を行う者と説明されている(金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針IV-4-3(1))。

なお、本改正に伴い、本協会では「証券取引法改正等に伴う証券外務員制度の見直しについての要綱」及び「金融機関の投信販売等の開始に伴う自主規制の整備についての要綱」を決定し、これら要綱に基づき、1998(平成10)年12月に関係諸規則等を改正した。

(6) 2003(平成15)年証券法改正

1998(平成10)年の証券市場改革後もなお資金調達や資産運用に占める証券市場の地位は低下する傾向にあった。そこで、証券市場の構造改革の一環として³⁵⁾、2003(平成15)年5月に証券法が改正され(2004(平成16)年4月施行)、証券会社等の委託を受けて有価証券の売買の媒介等を行う「証券仲介業」が新たに導入された(2条11項)。証券仲介業者は内閣総理大臣³⁶⁾の登録を受ける必要があった(66条の2)。

本改正において、証券仲介業者の役員又は使用人が証券仲介行為を行う場合には登録が必要であり、外務員の登録等に関する規定(64条から64条の9まで(64条の7第2項を除く。))

33) 「インベストメント」第53巻第1号 No.317(大阪証券取引所、2000年2月) p.99-100。

34) 河本一郎=関野「〔三訂版〕逐条解説証券取引法」(商事法務、2008年) p.690。

35) 近藤光男=吉原和志=黒沼悦郎「金融商品取引法入門【第2版】」(商事法務、2011年) p.15。

36) 1998年の金融監督庁(現 金融庁)の設置に伴い、金融行政に係る主務大臣は「大蔵大臣」から「内閣総理大臣」に変更された。また、証券法194条の6(現 金商法194条の7)の規定により、その権限は内閣総理大臣から金融監督庁長官(現 金融庁長官)に委任された。以下同じ。

は、証券仲介業者についても準用される（66条の23）とともに、本協会は協会員を所属証券会社等とする証券仲介業者の外務員に係る登録事務を委任された（66条の23において準用する64条の7）。

また、本協会では2004（平成16）年3月に「証券仲介業者に関する規則」（現「金融商品仲介業者に関する規則」。以下「仲介業規則」という。）の制定や関係諸規則等の改正を行い、所属証券会社等となる協会員（以下「所属協会員」という。）が指導、監督することを通じて、証券仲介業者及びその役職員に対して本協会の自主規制規則等を適用させることとした（同年4月施行）。その際、証券仲介業者の使用人等に係る登録の手続等は所属協会が行うこととした。

（7） 2006（平成18）年金商法制定

2006（平成18）年6月、証券取引法に外国証券業者に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律及び金融先物取引法が廃止のうえ統合され、「金融商品取引法」に改組・改称された（2007（平成19）年9月施行）。金商法は、投資性の強い金融商品等を隙間なく横断的に規制する目的で証取法から抜本改正されたものであり、対象範囲が従前より拡充され、規制対象が多岐にわたることから、規制対象の業者は「金融商品取引業者」（登録金融機関を含めて「金融商品取引業者等」）と総称されることとなった。これに伴って、外務員の定義（64条1項）においても、その主語は金融商品取引業者等と改められ、金融先物取引業者など、証券会社以外の業者の外務員についてもこの法律に基づく登録が必要となった。また、外務員に対する行政処分が規定された（64条の5）。これらの規定は証取法の規定を受け継いだものであり、対象範囲は拡大したものの、登録手続や処分の内容自体に大きな変更はみられない。

なお、「金融商品取引業者等」に関する自主規制機関は本協会のほかにも金融先物取引業協会等、複数存在することから、内閣総理大臣が外務員に係る登録事務を委任できる協会は証取法の頃から拡大され、「認可金融商品取引業協会」又は「認定金融商品取引業協会」とされた（64条の7）。これにより、各協会の自主規制の対象とする範囲でそれぞれ登録事務の委任が行われることとなり、現在は、協会間で必要な情報交換を行いながら登録事務を行っている³⁷⁾。

37) 金融庁「(金融商品取引法に基づく外務員の登録及び抹消)」(https://www.fsa.go.jp/koueki/s_houjin/05.pdf)

2. 現在の外務員登録制度

(1) 外務員の役割（金商法64条、64条の3等）

本協会が行う登録事務において「外務員」とは、証券会社や銀行等といった協会の役員又は使用人のうち、自らが所属する協会員のために有価証券等の取引の勧誘や注文業務等を行う者をいう。これらの業務に関し、外務員は自らが所属する協会員の代理権を有している。

また、本協会では外務員規則において、外務員を職務の内容に応じて「一種外務員」「信用取引外務員」「二種外務員」「特別会員一種外務員」「特別会員二種外務員」「特別会員四種外務員」「特例商先外務員」及び「特例商先外務員（ディーリング限定）」の8つに区分しており、それぞれ対応する外務員資格試験の合格者であること等を外務員登録の要件としている。

(2) 外務員登録制度の概要とその実務

① 外務員の登録（金商法64条）

協会員は「登録申請書」を提出のうえ、外務員の氏名等について、本協会に備える「外務員登録原簿」に登録を受けなければならない。なお、登録の可否は使用人等が行う業務の内容で判断される。

また、本協会は、登録拒否要件のいずれかに該当する場合を除き、登録の申請があった場合、直ちに登録原簿に外務員の氏名等を登録し、登録をしたときは、その旨を登録申請者である協会員へ通知する。なお、協会員は登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせてはならない。

② 登録の拒否（金商法64条の2）

本協会は、協会員からの登録の申請において、当該外務員が以下のような登録拒否要件に

図表1 登録拒否要件の概要

▶ 欠格事項

（主に以下のような者）

- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ・ 内閣総理大臣による処分により外務員の登録を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者

▶ 行政処分により外務員の登録を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者

▶ 登録申請者以外の協会員等に所属する外務員として登録されている者

▶ 金融商品仲介業者の登録又は金融サービス仲介業者の登録を受けている者

該当するとき、登録申請書や添付書類に虚偽の記載がされているとき又は重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否する。

③ 登録事項の変更等の届出（金商法64条の4）

協会員は、登録を受けている外務員について、氏名、生年月日又は役員若しくは使用人の別に変更があったとき、登録拒否要件に該当することとなったとき又は退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなったときは、遅滞なく、その旨を本協会へ届け出なければならない。

④ 登録の抹消（金商法64条の6）

本協会は、登録拒否要件に該当することとなったとき又は退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなったときの届出（職務廃止届出）があった場合のほか、行政処分により外務員の登録を取り消したとき、外務員の所属する協会員が解散・廃業したとき等に、登録原簿から、外務員の登録を抹消する。

⑤ 本協会の届出（金商法64条の7）

本協会は、上記①～④を行った場合には、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣へ届け出る。あわせて、本協会は、所定の事項を記載した届出書を、登録事務に係る外務員の所属する協会員の本店等の所在地を管轄する財務局長に提出する。

⑥ その他

イ) 役員又は従業員の採用時の照会

協会員は、採用しようとする者が他の協会員の従業員であった等の場合には、その者が不都合行為者であるか及び行政処分、自主規制処分等を受けた者であるかを本協会に照会しなければならない（「協会員の従業員に関する規則」（以下「従業員規則」という。）5条）。外務員登録・資格管理システム（詳細は下記（3）参照）では、不都合行為者に関する情報及び行政処分、自主規制処分等の情報についても管理しており、協会員は採用しようとする者について同システムを通じて照会を行っている。

ロ) 金融商品仲介業者の外務員登録に係る留意点

金融商品仲介業者の外務員の登録・変更・抹消については、委託元の協会員（複数の協会員から委託を受けている場合は、代表する一社）を通じて申請等の手続を行うこととなっている（仲介業規則20条）。

（3）外務員登録・資格管理システムの役割

本協会では、協会員の登録に関する情報を「外務員登録・資格管理システム」（以下「外務員システム」という。）により管理している。このデータベースが、法令の定める「外務員登録原簿」となる。

現在、協会員は、外務員システムを利用して自社の外務員について外務員登録原簿の情報

を検索・閲覧できるほか、外務員の登録・変更・抹消等の手続や個々の手続の進捗管理、外務員等資格試験等の申込や結果情報の管理を行っている。

本協会では、2002（平成14）年に外務員登録原簿の管理をデータベース化し、協会員は自社の外務員に関する情報を外務員システム上で検索・閲覧できるようになった。その後、2012（平成24）年に大規模な改修を行い、協会員は外務員システムを利用した登録申請書等の提出が可能となった。あわせて、協会員の本拠点と外務員システムとの接続をインターネットを経由する方式から閉域網を経由する方式へと変更し、安全性や信頼性の向上を図っている。閉域網は、協会員のみが接続可能な通信ネットワークであり、ネットワーク内の通信を常時監視し、不正な通信を遮断する等の安全管理措置を講じている。

II. 外務員の資質確保・向上のための取組み

1. 資格試験制度

(1) 資格試験制度の変遷

① 講習制度を中心とした資格取得体制の整備（1940年代後半～1960年代前半）

戦後の証券市場再建期に全面的に改正された証取法（1948（昭和23）年5月施行）において、「有価証券外務員」は登録制から届出制に変更された。その後、東京証券業協会では、1949（昭和24）年12月に「有価証券外務員に関する規則」を制定し、自主規制としての登録制を開始した。また、1951（昭和26）年には東京有価証券外務員講習所を設立し、登録を受けようとする外務員は同講習所の課程修了者でなければ登録の申請ができないこと、ただし、同協会所定の試験に合格した者はこの限りでない旨を規定した³⁸⁾。なお、翌1952（昭和27）年には公正慣習規則第4号として「有価証券外務員に関する規則」を改めて制定し、東京証券講習所³⁹⁾の課程修了者及び特に同協会が適当と認めた者（同協会内規にて範囲を規定）を外務員登録の対象に加えている⁴⁰⁾。

その後、1960（昭和35）年には投資信託の受益証券のみを取り扱う乙種外務員を設け、外務員資格に等級（甲種・乙種）が設定され、同講習所の課程も区分された⁴¹⁾。そして1962（昭和37）年には中央商科短期大学（2001（平成13）年に廃止）と提携して産学協力体制を推進することとし、証券業界における高卒の証券従業員が委託学生として同大学に入学する門戸

38) 東京証券業協会「有価証券外務員に関する規則」の一部変更（1951年5月30日）。

39) 1950（昭和25）年設立。東京有価証券外務員講習所と1957（昭和32）年に統合。

40) 1958年には大阪証券業協会・大阪証券取引所でも新人教育講習が開始され、東京以外の地域にも外務員教育体制が拡充された。

41) 従来の有価証券外務員は甲種外務員と称することとした（東京証券業協会「公正慣習規則第4号「有価証券外務員に関する規則」」の一部変更（1960年3月24日））。

を開き、証券に関する専門教育を行ったうえで、同大学証券コース卒業者も外務員登録の対象に加えた。

以上のように、戦後の1940年代後半から1960年代前半にかけて、東京証券業協会では、各講習の修了者等を外務員登録の主要な資格要件としつつ、資格試験の合格者についても資格要件を認める制度とされていた。

② 大蔵省への外務員登録義務化と全国統一試験の導入（1960～70年代）

1965（昭和40）年の証取法改正により、届出制であった外務員は大蔵省に登録されることが義務化された。このことを契機として、同年12月、日本証券業協会連合会は外務員の登録資格制度の全国統一化を図る目的のもとに「証券外務員資格試験規則」を定め、外務員資格は東京、大阪、名古屋及び新潟証券業協会が定める講習を修了等するか、全国で一斉に実施する証券外務員資格試験への合格により取得できることとした。

1966（昭和41）年には第一回の試験を実施した。当時、合格者は全ての証券業務を行える「一般外務員資格試験」（年2回実施）と、投資信託の販売に限定した「投信外務員資格試験」（年4回実施）に分かれており、それぞれの業務内容に応じた出題範囲とする試験を実施していた。

1971（昭和46）年6月、「投信外務員」の制度を廃止し「投信債券外務員」の制度を創設したことに伴い、日本証券業協会連合会は「投信外務員資格試験」を「投信債券外務員資格試験」に切り替え、さらに同年に累積投資募集員制度を創設したことに伴い、新たに「累積投資募集員資格試験」を新設した⁴²⁾。

1973（昭和48）年、同年に設立された本協会は日本証券業協会連合会の旧規則を継承し、外務員の資質向上を目的に「証券外務員資格試験規則」を制定し、証券外務員資格試験委員会において出題科目、出題範囲、問題形式、試験時間、合格基準などを定めることとした。なお、本協会の設立に伴い、東京・大阪・名古屋の各証券業協会が解散したことに合わせ、各協会が外務員の登録要件として定めていた講習制度は廃止された⁴³⁾。

③ 試験方法の効率化と水準向上（1980～90年代）

時代の変遷とともに証券市場は発展し、受験者数の増加による合否判定期間の長期化や試験水準の向上が課題となった。特に1980年代前半には、採点や合否判定の迅速化が求められたことから、本協会は1985（昭和60）年より答案をマークシート化しコンピュータ採点方式を導入した。これにより、合否発表までの期間が従来の約3週間から約7日間に短縮され、試験回数の増加や出題数拡充が可能となった。

42) 受験ニーズが減退した等の理由から、累積投資募集員資格試験は1988年、投信債券外務員資格試験は1998年に廃止となった。なお、投信債券外務員資格試験の廃止については脚注44も参照。

43) 本協会の設立時、「新任外務員過程研修」が新たに外務員資格試験と並ぶ外務員の登録要件として規定され、2001年まで実施された。なお、同研修の修了は二種外務員の登録要件として現在も定められている。

また、本協会では証券業務の多様化・高度化に対応し、営業活動の担い手である外務員の一層の資質向上に資するため、1989（平成元）年11月の理事会で「外務員資格制度の改善」を決議した。その具体策として、翌1990（平成2）年4月から、全ての外務行為を行うことができる従来の一般外務員資格を一種外務員資格としたうえで、株券、債券、証券投資信託といった基本的な商品の現物取引に係る外務行為のみを行うことができる二種外務員資格を別に設け⁴⁴⁾、二種外務員資格試験に合格していることを一種外務員資格試験の受験資格とする仕組みに改めた⁴⁵⁾。これにより、リスクの高い先物・オプション取引や信用取引などに係る外務行為を行えるのは、二段階の資格試験に合格した者のみに限定された。

④ 特別会員試験導入と試験方法の近代化（1992～2004年）

1992（平成4）年の公正確本法の施行を背景として、1994（平成6）年4月に認可金融機関（現在の登録金融機関）が本協会に特別会員として加入した⁴⁶⁾。これを受け、本協会では1996（平成8）年に「特別会員一種外務員資格試験」をはじめとした、特別会員向けの外務員資格試験を開始⁴⁷⁾した。

その後、1998（平成10）年の金融システム改革法により本格的に銀行等が証券業務に参入したことを背景として、本協会においては受験者数の増大への対応が求められるようになった。しかしながら、マークシート方式による筆記試験では、試験実施回数を増加させるにあたり、試験会場の確保や監督人員の配置等の面で限界があったことから、本協会では、2002（平成14）年2月から、資格試験を従来の筆記試験からコンピューターベースの試験（CBT方式）へと移行した。これにより全国の専用会場において、毎営業日のパソコンによる受験が可能となった。同時に、不合格時の再受験までの待機期間が制度化され（初回不合格後30日、2回目後さらに30日、3回目後180日等）、試験運営の公平性を担保しながら受験者の急増に対応する仕組みが整えられた。

2003（平成15）年証取法改正に伴い証券仲介業が導入されたことを受け、本協会は翌2004（平成16）年に所属協会員を通じた証券仲介業者の役職員の受験制度を整備した⁴⁸⁾。また、同年、協会員の人材確保の円滑化を図るとともに、外務員資格に対する一般の関心を高めることを目的として、二種外務員資格試験を一般の受験希望者にも開放し、外務員資格試験の受験者属性の多様化が進むこととなった⁴⁹⁾。

44) 一般外務員資格が一種と二種に分割された際、投信債券外務員資格試験は引き続き実施されていたが、商品の多様化・複雑化から、二種資格と同レベル程度の基礎知識を幅広く知っておく必要性が出てきたことや、登録者数の少なさから、1998年に二種外務員資格試験へ統合される形で廃止となった。

45) 従業員規則等の改正・施行（1990年4月1日）。

46) 「日本証券業協会50年の歩み」（日本証券業協会、2024年）p.54-56。

47) 同上、p.339。

48) あわせて、特別会員の役職員が会員用の一種・二種外務員資格試験を受験できるように手当てした（日本証券業協会「証券仲介業制度の創設に伴う本協会規則の制定、整備について」（2004年3月17日））。

49) 従来、外務員資格試験は協会員に所属する人員しか受験できなかった。

⑤ 近年における改善の取組み

2012（平成24）年1月、協会員における管理事務の効率化等を目的として、一種試験及び特別会員一種試験において、それまで二種試験・特別会員二種試験の合格を必須要件としていたところ、試験範囲や問題数の拡充⁵⁰⁾を図ったうえで、この要件を撤廃した。加えて、不合格者の取扱いについても、それまで不合格回数や試験の種類に応じて複数の受験待機期間を設けていたが、制度改正後は全ての外務員資格試験について受験待機期間を30日に統一した。

なお、協会員以外の一般受験者についても、従来は二種試験のみ受験可能としていたが、一種試験の受験を可能とした。

（2）現在の資格試験制度

本協会では、外務員登録の要件となる外務員資格として、一種外務員資格試験（以下「一種試験」という。）、二種外務員資格試験（以下「二種試験」という。）、特別会員一種外務員資格試験（以下「特別会員一種試験」という。）、特別会員二種外務員資格試験（以下「特別会員二種試験」という。）の4種類の試験を実施している。

試験はコンピュータを用いて全国約150か所の試験会場で毎営業日実施している。出題範囲は、金商法や協会定款・規則、金融商品に関する実務的・専門的知識又は基礎的知識、職業倫理などのコンプライアンスに関する事項であり、法令改正や市場動向に応じて適宜見直している。合格基準は得点率7割以上である。

試験の執行については、大学教授などの有識者をメンバーとする外務員等資格試験委員会において、資格試験の執行に関する事項や不正受験に対する措置の決定等を行っている（外務員等資格試験に関する規則5条、7条）。

なお、本協会の外務員資格試験は、日本STO協会、日本金融サービス仲介業協会など本協会以外の金融商品取引業協会等においても外務員登録の要件として活用されている。

2. 外務員必携

（1）「外務員必携」とは

本協会では、外務員として職務を行うに当たって必要な知識を修得するための資料として、第一種金融商品取引業に従事する者に必要な法令・諸規則や商品業務について解説した「外務員必携」を制作している。これは、証券外務員資格試験の受験教材として活用することを目的に、当該試験開始前年の1965（昭和40）年に「証券外務員必携」を発刊したことに

50) 具体的には、二種外務員資格試験、特別会員二種外務員資格試験のみに出題されている範囲を盛り込んだ。

始まる。その後、法令・諸規則などの改正や証券市場の動向等を踏まえ、毎年度改訂を実施し、現行の内容に至っている。初版から60年以上の積み重ねにより、「外務員必携」は、受験教材としてだけでなく、日本の証券ビジネスに係る法令・諸規則、基礎から実務的・専門的な商品業務等に係る知識、会計や証券税制等が網羅的に盛り込まれた、日本の証券市場等を理解するための充実した資料としても幅広く活用されている。

なお、本協会では、「外務員必携」に加えて、特別会員証券外務員資格試験の受験教材として、「特別会員外務員必携」を制作している。また、英語による「外務員必携」も制作しており、英語版は海外の市場関係者や研究者等においても有用な資料であることを踏まえ、2017年版から本協会ウェブサイトにおいてデータを無償で公開している。

図表2 「2026年版 外務員必携」の構成等

二種外務員資格試験・出題科目	一種外務員資格試験・出題科目	第1巻	第1章 証券市場の基礎知識 第3章 金融商品の勧誘・販売に関する法律 第4章 経済・金融・財政の常識	第2章 金融商品取引法 第5章 セールス業務
		第2巻	第1章 協会定款・諸規則 第3章 株式業務	第2章 取引所定款・諸規則 第4章 債券業務
		第3巻	第1章 投資信託及び投資法人に関する業務 第2章 付随業務 第4章 財務諸表と企業分析	第3章 株式会社法概論 第5章 証券税制
		第4巻	第1章 デリバティブ取引の概説 第2章 デリバティブ取引の商品 第3章 デリバティブ取引と協会定款・諸規則	

2026（令和8）年2月17日発刊（第61版）。

原則として2025（令和7）年9月1日において施行あるいは公表されている法令・諸規則、制度等の情報を基に編集している。

（2）外務員として備えるべき知識

協会員は、金融資本市場が市場メカニズムを通じた効率的な資金配分機能を適切に発揮するために、投資者、発行会社と市場を繋ぐ市場仲介者として非常に重要な役割と社会的使命を担っている。したがって、外務員には、金融商品に関する豊富な専門知識はもとより、高い法令遵守意識や職業倫理をもって業務に当たる姿勢が求められている。

多くの外務員が参照する「外務員必携」の記載内容の正確性の確保は非常に重要であり、本協会では次のような取組みを行っている。まず、その執筆は、大学教授、弁護士、証券系

シンクタンク、証券会社、投資信託運用会社、金融商品取引所などから、証券業界の法令や制度だけではなく実務にも精通している専門家に、法令・諸規則や制度の改正等を含め様々な角度から行っていただいている。また、本協会では、「外務員必携」の内容確認を行う部門を別途設け、独立した視点から内容を精査している。

3. 研修制度

(1) 資格更新研修の変遷

① 営業員再研修制度の創設（1982年）

1980年代初頭、証券会社の外務員による不適切行為が相次いだことを受け、1981（昭和56）年5月、大蔵省証券局長より通達が発出され、各証券会社に対し「外務員及びその顧客の管理に十分注意を払うこと」等の遵守事項が示された⁵¹⁾。この通達により本協会は外務員制度の具体的改善策を検討するよう要請を受け、新たな研修制度として1982（昭和57）年から「営業員再研修制度」を開始した⁵²⁾。

この制度は、協会の従業員で一般外務員の資格を有する者を対象とし、原則として外務員資格取得後5年ごとに本協会の指定する研修を受講することを義務付けたもので、外務員の資質の向上と外務員管理の適正化を図ることを目的としていた⁵³⁾。営業員再研修は1982（昭和57）年3月以降、全国各地の地区協会で開催会場を設けて順次実施され、証券会社各社の外務員が定期的にフォローアップ教育を受ける仕組みが整備された。

② 営業員再研修制度の強化（1990年）

営業員再研修制度導入から数年後、証券業務の高度化や多様化に対応し、営業の担い手である外務員の一層の資質向上に資するため、本協会は1990（平成2）年4月から制度強化策を実施した⁵⁴⁾。営業員再研修制度については、研修受講間隔を従来の5年から3年に短縮するとともに、証券会社各社が社内で実施する研修のうち一定の要件を満たすものを本協会指定研修として認定し、社内研修で営業員再研修を代替実施できる制度も導入された。この改正により、大手証券会社などでは社内の定期研修をもって営業員再研修を実施することが可能となった⁵⁵⁾。

③ 金融庁からの要請と研修制度の再構築（2001～2004年）

2000年代に入り、証券市場改革⁵⁶⁾の一環として外務員の継続教育制度にも抜本的な見直し

51) 大蔵省証券局「証券会社の業務及び管理面において遵守すべき事項について」（1981年5月11日）。

52) 日本証券業協会「昭和57年度 事業報告書」。

53) 日本証券業協会「外務員制度改善のための「証券従業員に関する規則」の一部改正について」（1981年5月26日）。

54) 日本証券業協会「「証券従業員に関する規則」（公正慣習規則第8号）等の一部改正について」（1989年11月15日）。

55) 日本証券業協会「営業員再研修のために協会が行う社内研修の承認基準等」（1990年4月）。

の機運が高まりを見せる。

金融庁は、2001（平成13）年8月、「証券市場の構造改革プログラム」に基づき「証券外務員の資質の定期的なチェックシステム」の導入を本協会に要請した⁵⁷⁾。これを受けて、本協会では同年9月に具体策を公表し⁵⁸⁾、翌2002（平成14）年1月より営業員再研修に効果測定テストを導入した⁵⁹⁾。この改正により、研修終了時の効果測定テストの成績が基準未満（正答率7割未満）であった者に対しては再度の研修（同測定テストを含む。）の実施を課すこととした⁶⁰⁾。

さらに金融庁は、2002（平成14）年8月、「証券市場の改革促進プログラム」に基づき、証券会社の法令違反防止策を強化する観点から、外務員規制の強化策の検討を本協会に要請した⁶¹⁾。この要請を受け、本協会は外務員制度の抜本的な見直しに着手し、約1年半後の2004（平成16）年1月に営業員再研修に代わり、新たに「外務員資格更新研修」（以下「資格更新研修」という。）を開始した⁶²⁾。

資格更新研修は、原則として外務員登録後5年ごとに、本協会が実施する研修（社内研修での代替は不可）を受講させる制度であり、所定の受講期限までに同研修を修了できなかった場合には外務員資格を停止又は取り消すこととした。また、研修形態も大きく刷新し、それまでの集合研修方式から、資格試験と同じく、全国の専用会場で毎営業日のパソコンによる受講（動画講義受講及び理解度確認テストの実施）へと移行した⁶³⁾。

④ 近年における改善の取組み

資格更新研修は、2013（平成25）年には、投資者の意識や規制環境の変化への対応として、法令知識の更新に加えてコンプライアンス意識の啓発を重視する、現在まで続くコンテンツ構成へと資格更新研修の内容を拡充した。違反事例を扱うケーススタディを取り入れ、受講者が自身の業務を振り返りながら学べる構成とした⁶⁴⁾。

56) 2002年6月25日付け閣議決定「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」において、「預貯金中心の貯蓄優遇から株式・投信などへの投資優遇への金融のあり方の転換を踏まえた直接金融へのシフトに向けて、個人投資家の証券市場への信頼向上のためのインフラ整備など、証券市場の構造改革を一層推進していく」こととされた。なお、政府において「貯蓄から投資へ」の方針が初めて掲げられたのは前年の2001年。

57) 金融庁「「証券市場の構造改革プログラム」～個人投資家が主役の証券市場の構築に向けて～」(2001年8月8日)。

58) 日本証券業協会「証券会社の信頼性向上に向けたアクション・プログラム」(2001年9月7日)。

59) 日本証券業協会「平成14年度 事業報告書」。

60) 日本証券業協会「「再研修等の効果測定テスト」等の導入について」(2001年9月19日)。

61) 金融庁「証券市場の改革促進プログラム（証券市場構造改革プログラム第2弾）」(2002年8月6日)。

62) 日本証券業協会「「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」（公正慣習規則第15号）等の一部改正について」(2003年10月16日)。

63) 日本証券業協会「「資格更新研修」の概要」(2003年11月17日)。

64) 資格更新研修のコンテンツの適切性については、日本証券業協会「平成24年度 当面の主要課題」を契機として、自主規制企画分科会下部に設置された研修編成ワーキング・グループにおいて、2012年から2013年にかけて検討された。

また、2020（令和2）年以降、新型コロナウイルス感染症の流行（以下「コロナ禍」という。）を経て協会員から受講のオンライン化を望む声が増えたことを受け、2024（令和6）年末で指定会場受講方式を廃止し、2025（令和7）年から動作環境を満たせば場所を問わず受講可能なオンライン受講方式に一本化した。

（2）現在の資格更新研修

本協会は、原則として外務員登録後5年に1度、資格更新研修を受講・修了することを義務付けており、受講期限までに修了しない場合には当該期限の翌日から外務員資格を停止し、さらに180日間同研修を修了できない場合には外務員資格を取り消すこととしている（外務員規則18条）。

資格更新研修の実施形態は、現在ではインターネット配信によるオンライン受講方式となっている。受講者は、所属先企業のオフィスを中心に、動作環境を満たしたパソコンで所定の講義動画を視聴し、その後の理解度確認テストで正答率7割以上を満たせば修了となる。

資格更新研修の研修時間は120分であり、講義科目は「近年の法令・規則改正の概要」「外務員の役割・倫理」「投資勧誘と主要商品知識」「禁止行為」「ケーススタディ（不祥事例等）」といった内容で構成される。同研修は毎営業日受講可能である。

Ⅲ. 外務員処分制度

1. 外務員処分制度の変遷

（1）行政処分（登録取消処分、職務停止処分）

行政処分の直接的な目的は外務行為からの不適格者の排除である。行政処分としての登録取消処分や職務停止処分は、基本的には外務員の登録制度と併せて創設・拡充されてきたものであり、1992（平成4）年からは本協会が内閣総理大臣の委任を受けて行政処分を行っている。その変遷は上記Ⅰ. 1. の「外務員登録制度等の変遷」に記載のとおりである。このため、以下では自主規制処分に係る制度の変遷を中心に記載する。

（2）自主規制処分（不都合行為者の取扱い）

① 不都合行為者制度の創設

現在、本協会では、行政処分と併せて、自主規制機関として再発防止や金融商品取引業の信用を著しく失墜させる行為を行った者の業界からの排除を直接的な目的として、不都合行為者の取扱いや職務禁止措置等の自主規制処分を行っている。

その一つである不都合行為者制度の歴史は古く、1928（昭和3）年8月、東京株式取引所取引員組合が「不正行為者通知内規」を制定したことに始まる⁶⁵⁾。本制度において、取引員は、その使用人又は取引者が不正行為を行った場合、その者を組合に通知し、組合は、調査のうえ不正行為の事実が認められれば、他の組合員にその者の氏名等を通知することとされていた。また、同年12月の全国株式取引員組合連合会では「不正行為者相互通知申合」が制定され、1935（昭和10）年11月には、不正行為を行った者の採用を禁止する規定が設けられた。本制度には、不正行為者の取扱期間の定めはなく、取扱いが解除されない限り無期限で採用禁止とされていた。また、現在の制度とは異なり取引者（顧客や独立した外務員等）も対象に含まれていた。

終戦後の1952（昭和27）年以降、不正行為者相互通知制度は、不都合行為者制度として各地の証券業協会の公正慣習規則により規則化された。東京証券業協会では、同年8月に東京従業員規則⁶⁶⁾を制定し、「不都合行為」を「従業員として遵守すべき法令及びその他の規則等に違反し又は公共の秩序を紊し若しくは商業道徳に反する行為その他従業員としての使命に背く行為」と定義するとともに、協会員は、不都合行為者についてはその決定から5年間、雇用又は自己の業務に関与させてはならないこととした。戦前の制度とは異なり、対象は「従業員又は従業員であった者」に限定された。

② 採用照会制度の導入等

顧客との紛争等の事故を未然に防止することは、投資者保護と証券業者の信用保持の観点から証券業界の切実な課題であったが、事故の発生は後を絶たない状況であった。そこで、1961（昭和36）年1月、東京証券業協会及び東京証券取引所に「事故防止特別委員会」が設置され、抜本的な事故防止策が検討された。その結果、翌1962（昭和37）年9月、同協会は東京従業員規則を改正し、採用照会制度を導入した（同月施行）。この改正により、協会員が従業員として雇用しようとする者が最近5年間に他の証券業者の従業員であったときは、当該期間中の不都合行為の有無を同協会へ照会することが義務付けられた（東京従業員規則5条⁶⁷⁾。同年11月、同協会は理事会決議により、役員についても同様の規定を準用することとした⁶⁸⁾。また、1963（昭和38）年12月には、日本証券業協会連合会から各地の証券業協会に対し、不都合行為者制度及び採用照会制度を各地の証券業協会でも実施することが要請された⁶⁹⁾。

65) 日本証券業協会「不都合行為者制度の変遷」（内部資料、1986年）p.1-10。なお、この内規自体は当時非公開であったため、広く公開されている書籍等では確認できなかったが、「東京株式取引所一般取引員組合規約」（1922年11月制定、1931年6月変更）43条において、当該通知制度に類する規定が設けられている。ただし、対象は「不正行為により解雇を行った使用人」とあり、取引者に係る記載は見受けられない（『東京株式取引所史 第三巻』（東京株式取引所、1938年）p.421-425。）。

66) 東京証券業協会「定款 公正慣習規則 統一慣習規則 諸規則・規程（昭和27年8月）」p.52-55。

67) 東京証券業協会「証券業報（昭和37年9月）」p.9-13。

68) 東京証券業協会「協会の役員の不都合行為の届出について」（1962年11月7日）。

採用照会制度は、このように不都合行為者制度との関係で導入されたものであるが、その後の規則改正により制度は拡充され、現在では照会対象を広げている。協会員が従業員⁷⁰⁾として採用しようとする者については、他の協会員の従業員であった者又は現に従業員である者に加えて、個人金融商品仲介業者、金融商品仲介業者の外務員若しくは金融サービス仲介業外務員であった者⁷¹⁾又は現にそれらである者を対象とした。また、協会員が仲介業契約を締結しようとする個人金融商品仲介業者や金融商品仲介業者の外務員として登録を受けようとする者については、前職に関わらず、全て照会対象とした。さらに、本協会が行う回答の範囲も広げており、不都合行為者に該当するかにとどまらず、行政処分（他の認定金融商品取引業協会における行政処分を含む。）や自主規制処分の有無及びその概要も含むこととした（従業員規則5条、仲介業規則15条）。

③ 不都合行為者制度の全国統一化

1965（昭和40）年9月、同年の証取法改正による外務員登録制度への移行に伴い、東京証券業協会は東京従業員規則を改正し、日本証券業協会連合会の理事会決議により、各地の証券業協会も東京の規則改正にならうこととした。この改正において、不都合行為者の取扱いを行うのは「その行為が証券業界の信用を著しく失墜させるものと協会員が認めたとき」であることが明確化された（東京従業員規則13条⁷²⁾）。

その後、1973（昭和48）年7月に各地の証券業協会が統合されて社団法人日本証券業協会が発足し、1974（昭和49）年11月に公正慣習規則第8号「証券従業員に関する規則」（現「従業員規則」）を制定し、1975（昭和50）年1月に施行した。これにより、全国統一的な「不都合行為者制度」が確立された（従業員規則11条から16条⁷³⁾）。

④ 不都合行為者の外務員資格はく奪及び協会員との雇用関係切斷

1991（平成3）年の証券不祥事への対応として、本協会は同年12月に従業員規則等を改正した。この改正により、不都合行為者としての取扱いを決定した者の外務員資格はく奪することとしたほか、協会員と不都合行為を行った従業員との雇用関係の切斷は協会員が行うことを明確化するため、不都合行為者として取り扱う「従業員であった者」とは、「退職し又は当該協会員から解雇に相当する社内処分を受けた者」であることを規則に明記した（従業員規則13条⁷⁴⁾）。

69) 日本証券業協会連合会「不都合行為者に関する通報の制度化及び名簿の整備並びに従業員雇用に関する照会の制度化について」（1963年12月18日）。

70) 従業員規則に定義する従業員をいい、特別会員の場合は登録金融機関業務に従事する者、特定業務会員の場合は特定業務に従事する者である。

71) 金融サービス仲介業外務員については、過去5年間のいずれかの時点において金融サービス仲介業外務員であった者が照会対象となるが、その他の者は一級不都合行為者の取扱いの有無を確認するため、過去5年間に限らず照会対象となる（従業員規則5条）。

72) 「二十年史」（日本証券業協会連合会、1972年）p.600、「定款・規則（昭和40年10月）」p.39。

73) 日本証券業協会「証券業報（昭和49年12月）」p.7、37-50。

⑤ 一級不都合行為者制度の導入と見直し

2008（平成20）年4月、証券会社の元従業員がインサイダー取引を行ったとして逮捕される事案が発生し、これを受けて本協会では、金融商品取引業の信用を著しく失墜させる法令等違反行為の抑止を目的として、同年9月に「協会の役員に対する処分のあり方に関するワーキング」を設置して検討を重ねた。その結果、2010（平成22）年5月に従業員規則等を改正し（同年7月施行）⁷⁵⁾、「金融商品取引業の信用への影響が特に著しい行為を行ったと認められる者」については採用禁止期間を無期限とする一級不都合行為者の区分を設けるとともに、従前の5年間採用を禁止する不都合行為者は二級不都合行為者とした（従業員規則12条）。また、不都合行為者となった場合には、外務員の職務禁止、内部管理統括責任者及び内部管理責任者等への任命禁止、資格試験の受験禁止となる旨の改正も行った⁷⁶⁾。

さらに、2012（平成24）年にも増資インサイダー問題等をはじめ証券業界に対する国民の不信感を招く事案が生じたことから、本協会は、同年12月に「不都合行為者制度等に関するワーキング・グループ」を設置して不都合行為者の対象範囲の見直し等を検討した。その結果、2014（平成26）年3月に従業員規則等を改正し（同年4月施行）、法令等違反行為を行った役員が所属協会との雇用関係が継続している場合でも、当該協会が金商法上の業登録を取り消され、かつ、当該役員の行為が金融商品取引業の信用を著しく失墜させるものと本協会が認めたときは、決定により当該役員を不都合行為者として取り扱うこととした（従業員規則12条1項）⁷⁷⁾。

（3） 自主規制処分（資格・職務に係る処分）⁷⁸⁾① 外務員の資格取消し及び資格停止⁷⁹⁾

2002（平成14）年8月、政府の「貯蓄から投資へ」の転換に向けた証券市場の構造改革の方針を踏まえ、金融庁は「証券市場の改革促進プログラム」を公表し、証券会社の法令等違反行為を防止する観点から、外務員規制の強化策を検討することとされた。これを受け、本

74) 1992年1月1日以降外務員資格、1993年2月1日以降全ての資格をなく奪。

75) 日本証券業協会「「協会の役員に対する処分について」（協会の役員に対する処分のあり方に関するワーキング報告書）」(2009年2月17日)、「「協会の従業員に関する規則」等の一部改正等について」(2010年5月18日)。

76) 外務員規則、仲介業規則、「協会の内部管理責任者等に関する規則」等の各規定の改正。

77) 日本証券業協会「不都合行為者制度等エンフォースメントの整備について —不都合行為者制度等に関するワーキング・グループ報告書—」(2013年6月18日)、「「不都合行為者制度等に関するワーキング・グループ報告書」の提言内容等に基づく規則改正について」(2014年3月18日)。

78) 自主規制処分についてはこのほか営業責任者の配置禁止措置や内部管理責任者の配置禁止措置があるが、外務員制度とは直接的な関係はないため、ここでは割愛する。

79) 1991年12月の従業員規則改正においても「2年以内の資格停止処分」が設けられていたが、翌年7月の同規則改正により、当該規定は削除されている。この理由は、外務員の行政処分（登録取消し又は職務停止2年以内）が日本証券業協会へ事務委任されたことによる（日本証券業協会「証券業報（平成4年2月増刊）」p.19、「証券業報（平成4年2月）」p.101-112、「証券業報（平成4年8月）」p.154。）。

協会では同年12月に「外務員のコンプライアンス強化策の実施について」を理事会決議した。この強化策の一環として、外務員資格取消し及び外務員資格停止2年以内の自主規制処分を導入するため、2003（平成15）年4月に外務員規則等を改正し、同年8月に施行した⁸⁰⁾。この改正前、本協会の自主規制処分は不都合行為者の取扱いのみであり、外務員が協会員を退職して外務員登録が抹消された後に法令等違反行為が発覚した場合、事案の重さに応じた処分を行うことができなかった。しかし、この改正により、違反行為時に外務員登録があれば事案の重さに応じて資格取消し又は資格停止（2年以内）の自主規制処分を行えることとなった。また、再犯者にはより厳格な処分をするため、1か月を超える資格停止処分を2回受けた場合、又は、資格停止処分を3回受けた場合には、当該外務員の外務員資格を取り消すことができるものとした（外務員規則6条）。

この外務員の資格取消し及び資格停止については、2014（平成26）年3月に外務員規則等を改正し、後述の外務員の職務禁止措置に統合され、廃止となった。

② 外務員の職務禁止措置

前述の2012（平成24）年の増資インサイダー問題等を受けて設置した「不都合行為者制度等に関するワーキング・グループ」では、不都合行為者の取扱い以外の処分のあり方についても検討が行われた。それまでは、違反行為時に外務員登録がない者は処分対象外となっていたが、協会員に役職員への法令等遵守を徹底させるため、当該者についても処分対象とすることが適当とされた。

具体的には、行政処分に準じた取扱いとして、協会員はその役職員に一定期間外務員の職務を行わせてはならないとする措置（以下「職務禁止措置」という。）を設けることとした。期間については、行政処分のうち外務員の職務停止2年以内（以下「職務停止処分」という。）に相当する行為については同様に2年以内、外務員の登録の取消し（以下「登録取消処分」という。）に相当する行為については同様に5年間とすることが適当とされた。なお、行政処分が行われる場合には外務員の職務禁止措置は講じないこととした。当該ワーキングの提言を受け、本協会は2014（平成26）年3月に従業員規則等を改正し、同年4月に施行した（外務員規則6条、仲介業規則29条）⁸¹⁾。

（４） 処分の手続等

2010（平成22）年5月の従業員規則等の改正で一級不都合行為者制度が導入された際、当

80) 日本証券業協会「証券従業員に関する規則」（公正慣習規則第8号）等の一部改正について」（2003年4月16日）。

81) 日本証券業協会「不都合行為者制度等エンフォースメントの整備について —不都合行為者制度等に関するワーキング・グループ報告書—」（2013年6月18日）、「不都合行為者制度等に関するワーキング・グループ報告書」の提言内容等に基づく規則改正について」（2014年3月18日）。

該制度の検討を行った「協会の役員に対する処分のあり方に関するワーキング」の報告書において、新制度では不都合行為者の取扱いについて、①弁明の機会付与、②議決の要件を3分の2以上の多数決により慎重に行うこと、③不服申立ての機会付与、等の手続を整備することが適当とされたことから、同改正ではこれらの手続が規定された⁸²⁾。

2016（平成28）年4月、全面改正された行政不服審査法が施行され、審理手続の充実や迅速性の確保等が図られることとなった。このような法改正の動きを踏まえて、本協会においても、外務員等の処分手続における意見陳述機会の確保等及び簡易・迅速な不服申立手続の実現を図るため、2018（平成30）年1月に「協会の外務員等の処分に係る手続に関する規則」（以下「処分手続規則」という。）及び「協会の従業員等に係る自主規制処分の不服申立てに関する規則」（以下「不服申立規則」という。）を制定した（同年4月施行）。この改正により、不都合行為者の取扱い以外の自主規制処分についても、同様に弁明の手続を行うこととした。また、行政処分に係る聴聞通知及び処分通知並びに自主規制処分に係る弁明通知及び措置通知等について、外務員等本人にも同様の通知を行い、意見陳述や不服申立ての機会を確保することとした。そのほか、不服申立ての手続については、全面改正後の行政不服審査法に準じた手続とし、行政処分に対する審査請求との一体的な審理手続を可能とした⁸³⁾。

2. 現在の外務員処分制度

（1）外務員処分制度の概要

① 処分の種類

イ) 行政処分（登録取消処分，職務停止処分）

本協会が行う外務員処分のうち行政処分は、登録を受けている外務員が一定の事由に該当する場合に、その登録を取り消し（登録取消処分）、又は2年以内の期間を定めてその職務の停止を命ずるもの（職務停止処分）である。一定の事由とは、金商法64条の5第1項各号に定める事由であり、a. 外務員の欠格事項（金商法29条の4第1項2号イからリ）のいずれかに該当することとなったとき、又は登録の当時既に外務員の登録拒否要件（金商法64条の2第1項各号）のいずれかに該当していたことが判明したとき（1号）、b. 外務員の職務又はこれに付随する業務に関し法令に違反したとき、その他外務員の職務に関して著しく不適当な行為をしたと認められるとき（2号）、c. 過去5年間に外務員登録を抹消された外務員が、当該5年間のうち登録を受けていた間の行為がb. に該当していたことが判明したとき（3号）である。

82) 同上。

83) 日本証券業協会「「協会の外務員等の処分に係る手続に関する規則」等の制定及び関係規則等の一部改正等について」（2018年1月17日）。

ロ) 自主規制処分（不都合行為者の取扱い，外務員の職務禁止措置等）

本協会が行う外務員処分のうち自主規制処分には、「不都合行為者の取扱い」と「外務員の職務禁止措置」がある⁸⁴⁾。「不都合行為者の取扱い」は、協会の役員で退職若しくは解雇相当の社内処分を受けた者又は登録取消処分を受けた協会の役員で、かつ、その行為が金融商品取引業の信用を著しく失墜させるものに該当する場合には、当該役職員の協会員への採用⁸⁵⁾を禁止するものである。不都合行為者の取扱いには、一級と二級があり、一級は金融商品取引業の信頼への影響が特に著しい行為を行ったものと認められる場合とされ、後述④のとおり、協会員への採用禁止期間が無期限となる極めて重い処分である。

一方、「外務員の職務禁止措置」は、外務員の職務又はこれに付随する業務に関し法令に違反したとき、その他外務員の職務に関して著しく不適当な行為をしたと認められるときに、当該行為時に所属していた協会員に対し当該外務員につき5年以内の期間を定めて外務員の職務を禁止する措置を講ずるものである（外務員規則6条，仲介業規則29条）。

また、自主規制処分には、「不都合行為者の取扱い」と「外務員の職務禁止措置」のほか、「営業責任者の配置禁止措置」，「内部管理責任者の配置禁止措置」がある。これらの処分は外務員処分ではなく、営業責任者又は内部管理責任者（以下「営業責任者等」という）がその責務を十分果たしていなかったと認められるとき、又は、営業責任者等自らが法令等違反行為を行ったときに、決定により、当該事由に該当していたときに所属していた協会員に対し、5年以内の期間を定めて営業責任者等として任命し、配置することを禁止する措置を講ずるものである。

② 行政処分と自主規制処分の関係

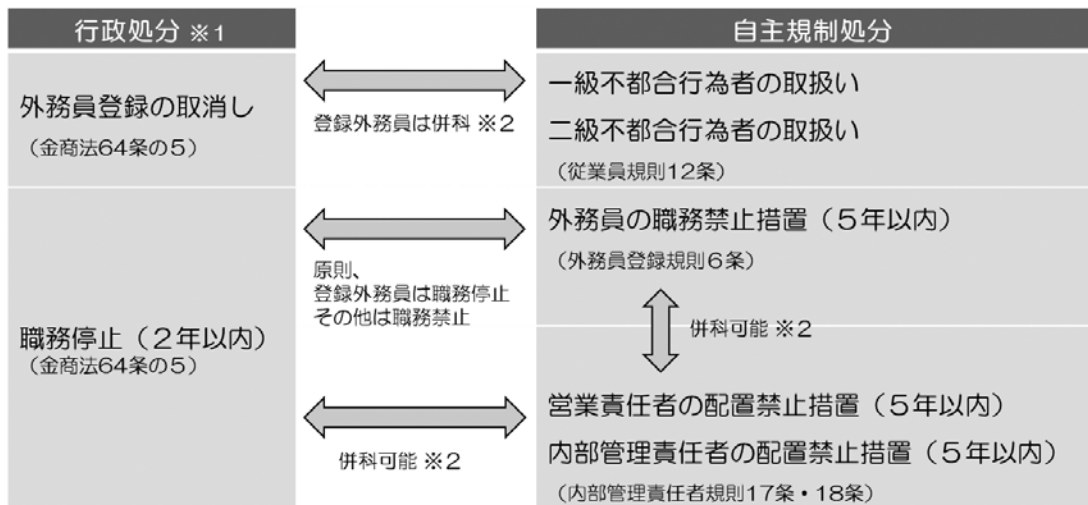
法令等違反行為時点及び処分時点の両方の時点において外務員登録がある者については、原則として行政処分を行うことになる。一方、法令等違反行為時点又は処分時点のいずれかの時点において外務員登録がない者は行政処分の対象外となる。この場合は、行政処分に代えて自主規制処分を行うことになるが、原則として、登録取消処分に相当する場合は不都合行為者の取扱いとし、職務停止処分に相当する場合は同等の外務員の職務禁止措置を行うことで、行政処分と同等の処分の効果を及ぼすことができるようにしている。

以上のとおり、外務員処分については、原則として、行政処分と自主規制処分のいずれか一方を行うこととしているが、登録取消処分の場合は、原則として、自主規制処分である不都合行為者の取扱いが併科される。また、職務停止処分と営業責任者等の配置禁止措置も併科され得る。

84) 「不都合行為者の取扱い」及び「外務員の職務禁止措置」は、外務員及び元外務員に該当しない者、例えば、内部管理業務に従事する者も対象となる。

85) 特別会員の場合は登録金融機関業務への従事、特定業務会員の場合は特定業務への従事が禁止される。

図表3 行政処分と自主規制処分の関係図



(※1) 行政処分は登録外務員に関する処分で、金商法64条の7により日証協へ委任されている。

(※2) 金融商品仲介業者の外務員については、不都合行為者の取扱い及び営業責任者・内部管理責任者の配置禁止措置は対象外。

③ 処分の効果等

登録取消処分が行われた場合、取消後5年間は外務員の登録拒否事由（金商法64条の2第1項2号）に該当し、外務行為ができないことになる。職務停止処分又は職務禁止措置が行われた場合は、処分期間中は外務行為ができないこととなる。

不都合行為者の取扱いとなった場合は、保有する外務員資格、営業責任者資格及び内部管理責任者資格が取り消されるとともに、不都合行為者名簿に記載され、協会員への採用並びに外務員資格試験及び内部管理責任者資格試験の受験が禁止される。一級不都合行為者の取扱いは、協会員への採用及び外務員資格試験等の受験禁止の期間が無期限となり、二級不都合行為者の取扱いは、採用禁止期間及び外務員資格試験等の受験禁止期間が5年となる。

また、協会員は、処分の原因となる法令等違反行為を行った外務員等（以下「行為者」という。）に対して本協会が指定する処分者研修を受講させなければならない（外務員規則13条、仲介業規則23条）。採用しようとする者が処分前に他の協会員又は金融商品仲介業者を解雇されあるいは退職した者であることを把握した場合も、協会員において法令違反抑止等の研修等を行う必要がある（従業員規則3条の2、仲介業規則3条の2）。

④ 処分の名宛人

行政処分の名宛人は、行為者の外務員登録を行っている金融商品取引業者等（金融商品仲介業者を含む。以下、2.(1)⑤において同じ。）である⁸⁶⁾。この点、金商法64条の5は、処分の名宛人が誰であるかを明確に規定してはいないが、金商法は、金融商品取引業者等が

外務員登録の申請をする旨規定し（同法64条3項）、外務員に対する行政処分については、登録申請者、すなわち金融商品取引業者等に通知し（同法64条の5第3項）、金融商品取引業者等は上記処分について審査請求をすることができる旨規定している（同法64条の9）。そうしたことから、金商法64条の5第1項に規定する外務員処分の名宛人は、行為者の所属する金融商品取引業者等であると解され、過去の外務員処分の取消訴訟⁸⁷⁾においても同様の判断がなされている。

一方、自主規制処分の名宛人は、行政処分とは異なり、行為者が法令等違反行為を行ったときに所属していた協会員であり、行為者が個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者の外務員である場合も、当該金融商品仲介業者と業務委託契約を締結していた協会員が自主規制処分の名宛人となる。ただし、自主規制処分のうち不都合行為者の取扱いに限っては、処分手続規則において、不都合行為者の取扱いにおける行為者は「当事者」と規定しており、行為者と協会員がそれぞれ弁明通知及び不都合行為者決定通知の名宛人になっていることを踏まえると、協会員に加えて、行為者も処分の名宛人であると考えられる。

⑤ 処分者情報の交換

外務員処分を含む外務員の登録事務については、金商法64条の7の規定に基づき、認可金融商品取引業協会である本協会及び認定金融商品取引業協会に委任されている。委任を受けた各協会は、自協会に所属する金融商品取引業者等の外務員に係る行政処分をそれぞれで行っているが、外務員の登録事務の適正な実施を確保するため、同条6項の規定に基づき、協会相互間で外務員の行政処分の情報交換を行っている。

本協会が他の協会から入手した処分者情報は、処分情報の照合及び採用照会の回答に利用している。

(2) 外務員処分の手続

外務員処分の決定までの手続は、協会員から提出された事故顛末報告書等に基づき審査を行い、聴聞・弁明の手続を経て、外務員等規律委員会で審議のうえ決定し、処分対象者等に処分通知を送付する流れとなっている。また、処分の決定後に、協会員や行為者は、不服の申立てや処分の取消・解除⁸⁸⁾を求めることができる。

本協会が処分を行うに際しての検討要素や審査の指針については、処分の透明性及び予見

86) 高橋康文「詳解 証券取引法の証券仲介業者、主要株主制度等（平成15年における証券取引法等の改正）」（大蔵財務協会、2004年）p.195-196。

87) 2013年2月19日東京地裁判決。なお、当該判決において、行為者は処分の名宛人ではないものの、原告適格を有するとの判断がなされている。

88) 自主規制処分の行為者について、改悛の情があることが明らかである場合、自主規制処分を行う原因となった行為の内容に新たな事実が判明した場合その他特段の事情がある場合で、当該者の自主規制処分を解除することが適当と認めるときは、当該者の自主規制処分の解除を申請することができる制度。

可能性の観点から、協会の役職員に対して明示することが望ましいとの考えから、「協会の役職員に対する処分の考え方」として取りまとめ、本協会のホームページで公表している⁸⁹⁾。なお、「協会の役職員に対する処分の考え方」は、処分に関する基本的な考え方を取りまとめたものであり、本協会は、必ずしもその記載内容に拘束されるものではなく、審査の過程で表れた諸事情を考慮したうえで総合的に判断し、処分を決定している。

以下では、特に処分対象者の権利利益の保護を図る観点から重要な役割を果たしている制度として、聴聞・弁明の手続、処分の決定手続、不服申立て、行政処分の取消訴訟について具体的に説明する。なお、聴聞・弁明の手続、処分の決定及び不服申立てに関する通知等については、2025（令和7）年12月以降、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとした⁹⁰⁾。

① 聴聞・弁明の手続

外務員処分を行う場合は、処分の対象となる者の権利利益の保護を図る観点から、意見陳述の機会を確保するため、行政処分を行う場合には聴聞を、自主規制処分を行う場合には弁明の手続を行うこととしている。

イ) 行政処分（登録取消処分、職務停止処分）の場合

本協会は、外務員処分のうち行政処分を行おうとするときは、行政手続法に定める聴聞を行う必要がある（金商法64条の5第2項⁹¹⁾、処分手続規則3条1項、4条1項）。

聴聞に際して、本協会は、予定される処分の内容、根拠法令の条項、処分の原因となる事実並びに聴聞の期日及び場所などを記載した聴聞通知を作成し、行政処分の名宛人である金融商品取引業者等又は金融商品仲介業者に送付する。聴聞は口頭審理主義をとるため、処分の名宛人は、聴聞の期日に出頭して意見を述べることを原則とするが、聴聞の期日への出頭に代えて、聴聞の期日までに陳述書・証拠書類等を提出することができる。

なお、行為者は、行政処分の名宛人ではないものの、行政処分につき利害関係を有するものと認められることから、行為者の意見陳述の機会の確保を図るため、聴聞通知は行為者に対しても行われ（処分手続規則3条、4条）、行為者が聴聞手続への参加を希望し、聴聞主宰者がこれを認める場合は、「参加人」として聴聞手続に参加し、聴聞期日に出頭して意見を述べることなどができる。

89) 日本証券業協会「協会の役職員に対する処分について（協会の役職員に対する処分のあり方に関するワーキング報告書）」（2009年2月17日）における提言を受けて作成した。（<https://www.jsda.or.jp/kyoukaiin/syobun/>）

90) 日本証券業協会「処分通知等のデジタル化に係る「協会の外務員等の処分に係る手続に関する規則」等の一部改正について」（2025年11月5日）。

91) 1994年10月1日の行政手続法施行に伴い、証取法についても所要の改正が行われ（同日施行）、外務員登録に係る行政処分を行う場合には聴聞手続を行うこととされた。

ロ) 自主規制処分（不都合行為者の取扱い，外務員の職務禁止措置等）の場合

本協会は，自主規制処分を行おうとするときは，処分手続規則に基づく弁明の手続を行う必要がある（同規則 8 条から 22 条まで）。

弁明の手続に際して，本協会は，予定される処分の内容，根拠規則の条項，処分の原因となる事実などを記載した弁明通知を作成し，協会員（不都合行為者の取扱いの場合は協会員及び行為者）に送付する。弁明の手続は原則として書面審理主義をとるため，協会員は弁明通知を受けた日から 14 日以内に，弁明書（予定される処分の内容，根拠規則の条項，処分の原因となる事実に対する認否及び主張を記載したもの。以下同じ。）を本協会に提出しなければならない。なお，弁明の期日の開催を求めることもできる。

また，行為者（不都合行為者の取扱いに係る行為者を除く。）は処分の名宛人ではないものの，自主規制処分につき利害関係を有するものと認められることから，行為者の意見陳述の機会の確保を図るため，弁明通知は行為者に対しても行われ（処分手続規則 8 条，21 条），行為者は弁明通知を受けた日から 14 日以内に弁明書を本協会に提出しなければならない。

② 処分の決定手続

聴聞・弁明手続の後，外務員等規律委員会で審議を行ったうえで処分を決定することになる。

本協会が行う外務員処分の決議権限は，理事会から自主規制会議に委任されている。協会長又は自主規制会議議長は，外務員処分に関する事項について，外務員等規律委員会に諮問し，同委員会は協会長等からの諮問に応じ又は意見を述べることができることとなっている。外務員等規律委員会は学識経験者と協会員の役職員で構成され，外務員処分の審議を行い，その結果を協会長に報告している。

処分を決定したとき，本協会は，処分の名宛人及び行為者に対して，処分の内容及びその理由を記載した処分通知を送付する。

③ 不服申立て

イ) 行政処分（登録取消処分，職務停止処分）の場合

行政処分について不服がある者は，当該処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に，行政不服審査法に基づき審査請求を行うことができる。

不服申立てを行う者が処分の名宛人（金融商品取引業者等又は金融商品仲介業者）であるか行為者であるかによって，審査請求すべき行政庁が異なる。処分の名宛人（金融商品取引業者等又は金融商品仲介業者）が不服申立てを行う場合は，内閣総理大臣が本協会の上級行政庁とみなされ（金商法第 64 条の 9），内閣総理大臣に対して審査請求を行うことになるが，他方，行為者が不服申立てを行う場合は，金商法上，内閣総理大臣が本協会の上級行政庁とみなされる規定は設けられておらず，本協会が審査請求すべき行政庁となっている（行政不服審査法第 4 条第 1 号）。

なお、処分の名宛人（金融商品取引業者等又は金融商品仲介業者）が不服申立てを行う場合の審査請求先（金商法64条の9）については、1992（平成4）年の証取法改正により、認可証券業協会に外務員登録事務が委任された際、証取法64条の7（現在の金商法64条の9）として新設された。不服申立てを行う場合の審査請求先を内閣総理大臣としている趣旨は、「外務員登録事務を本協会が行う場合において、最終的な国の責任を明確化する観点」と解されている⁹²⁾。

ロ) 自主規制処分（不都合行為者の取扱い、外務員の職務禁止措置等）の場合

自主規制処分について不服がある者は、当該処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、不服申立規則に基づき、本協会に不服申立てができる。また、不服申立ては、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。ただし正当な理由があるときは、この限りではない。

行政処分とは異なり、不服申立てを行う者が処分の名宛人である协会会员であっても、行為者であっても、本協会に対して不服申立てを行うことになる。

④ 行政処分の取消訴訟

行政処分について訴訟により取消しを求めるときには、当該処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、本協会を被告として行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、処分の取消訴訟は、原告適格（行政事件訴訟法9条1項⁹³⁾）が認められる場合に限り提起することができる。過去の外務員処分の取消訴訟⁹⁴⁾において、行為者は行政処分の名宛人ではないものの、原告適格を有するとの判断がなされている。

(3) 処分情報公表制度

本協会では、重大な法令等違反行為の再発防止を目的として、2023（令和5）年9月の規則改正以降、登録取消処分又は不都合行為者の取扱いとなった事案について、処分内容及び事案の概要等を本協会ホームページで公表するとともに、协会会员に通知している。公表事項は、协会会员又は金融商品仲介業者の名称、行為の概要、処分日、処分内容、その他必要な事項（改善策等）であり、公表期間は処分日から5年間である。

本制度の目的は、同様の行為を行った場合には重い処分が科されることを周知し、协会会员等の役職員等による違反行為の抑止を図ること、协会会员等において実例を踏まえた対応策の

92) 河本一郎＝関要「[新訂版] 逐条解説 証券取引法」(商事法務, 2002年) p.576。

93) 取消訴訟は、当該処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者（処分又は裁決の効果が期間の経過その他の理由によりなくなった後においてもなお処分又は裁決の取消しによって回復すべき法律上の利益を有する者を含む。）に限り提起できると規定している。

94) 2013年2月19日東京地裁判決。

検討を促すこと、また、投資者に対する注意喚起を行うことである。

本協会では、上記の規則改正に際して法令等違反行為者の氏名の公表についても検討を行った。しかしながら、氏名の公表は個人の名誉を棄損しうるものであり、違法性阻却の見地から法令の根拠に基づく必要があるとの指摘があることや、採用照会制度が存在し、処分件数が減少傾向にある現状を踏まえると、必ずしも氏名を公表する必要性が高い状況にあるとは言えないとの結論に至っている。

この点、米国には類似の制度としてブローカーチェック制度が存在する⁹⁵⁾が、同制度の主たる目的は、投資家が外務員等を選択する際の情報提供にあるとされており、法的根拠に基づき実名公表を行っている点に特徴がある。また、米国の実名公表制度には、一定の抑止効果があるとの分析もなされているが、再犯者も相当程度いるとの指摘もされている⁹⁶⁾。一方で、我が国では再犯者は多くはない状況である。

図表4 米国のブローカーチェック制度の概要

主な目的	投資家がブローカー・ディーラー及び投資の専門家との取引を開始又は継続するかの判断に役立てること	
外務員等個人の 主な開示情報 ⁹⁷⁾	基本情報	外務員の氏名、登録番号、所属ブローカー・ディーラー、登録地など
	経歴情報	以前勤務していたブローカー・ディーラーなど過去の雇用経歴
	ライセンスの種類	保有している資格
	違反・処分歴	過去に違反や処分を受けたことがあるか、ある場合はその内容
	顧客の苦情・訴訟	一定の条件を満たす顧客からの苦情や民事訴訟に関する記録
開示期間	活動期間中～ブローカー・ディーラーとの関係停止後10年間 違反・処分歴、訴訟等がある場合は、ブローカー・ディーラーとの関係停止後10年以上にわたって公開される	
法的根拠	1934年証券取引所法 Section 15A (b) (6) 及び (i)、FINRA 規則8312	

95) ブローカーチェックは、米国のFINRA（金融業規制機構）が広く一般に提供するブローカー・ディーラーや外務員等の経歴等の無料検索ツール。

96) 例えば、以下のレポートでその旨が指摘されている。

Qureshi, Hammad, and Jonathan S. Sokobin. "Do Investors Have Valuable Information about Brokers?" *SSRN Electronic Journal*, 2015, <https://doi.org/10.2139/ssrn.2652535>.

Egan, Mark, et al. "The Market for Financial Adviser Misconduct." *Journal of Political Economy*, vol. 127, no. 1, Feb. 2019, pp.233-295, <https://doi.org/10.1086/700735>.

DeMott, Deborah A. "Rogue Brokers and the Limits of Agency Law." *Cambridge University Press EBooks*, Cambridge University Press, Oct. 2022, pp.134-52, <https://doi.org/10.1017/9781108987622.010>.

97) SEC（米国証券取引委員会）・州当局が監督する投資顧問業者及び投資アドバイザー等の登録情報蓄積データベース（IARD）を基に、投資顧問業者及び投資アドバイザーに関する情報についても併せて開示されている。

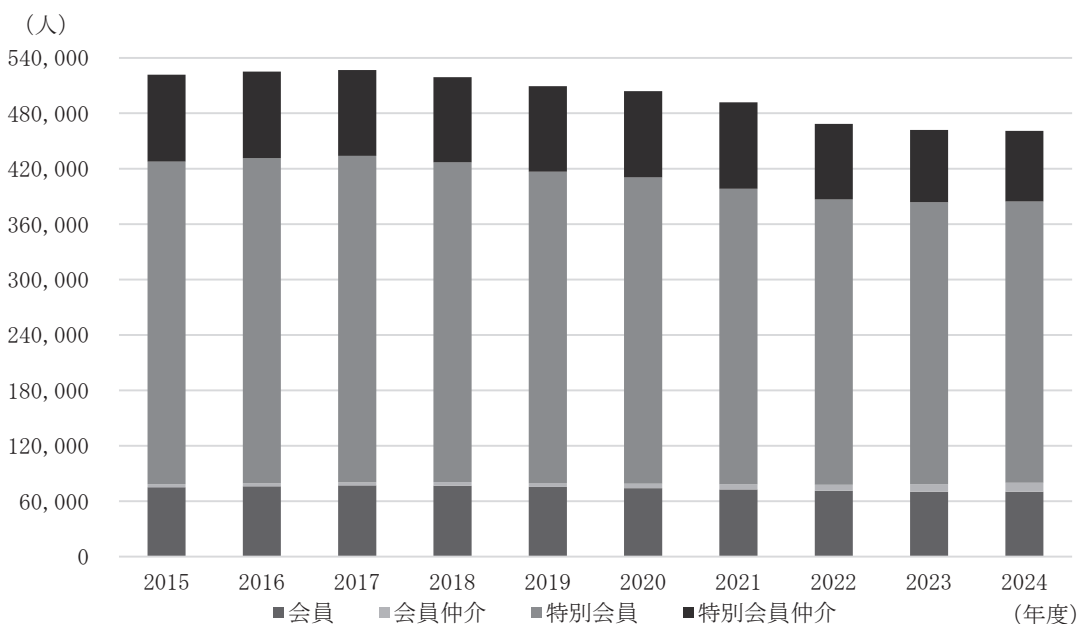
IV. 外務員に関する統計データ等⁹⁸⁾

1. 外務員数の推移（2015年度～2024年度）（図表5参照）

（1）全体（1,156社⁹⁹⁾）の動向

外務員数は、2017年度（約52.7万人）をピークとして毎年度減少しており、2024年度（約46.1万人）にはピーク時の9割程度となっている。

図表5 外務員数の推移



（2）協会員区分別の動向

① 会員（261社）の外務員数の推移

会員（証券会社）の外務員数は、全体と同様、2017年度（約7.7万人）をピークとして毎年度減少しており、2024年度（約7.0万人）にはピーク時の9割程度となっている。平均値で見ると、全体の約14.8%を占めている。

この背景としては、特に2020年度から2023年度までの間、証券会社の利益が低調に推移し新規採用の縮小傾向があったことや、コロナ禍に伴い対面営業の自粛も生じたことなどか

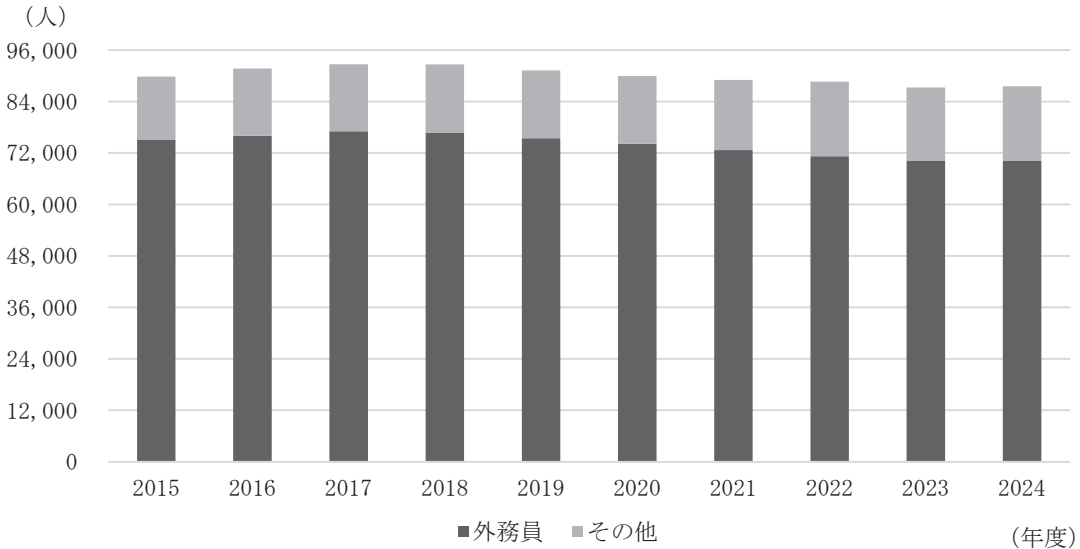
98) 本節は西暦のみを記載。

99) 2024年度の会社数（以下同じ）。

ら、登録申請件数が相対的に少ない状況が続いたことが影響していると考えられる。なお、2024年度にはコロナ禍の終息に伴う反動やNISAの新制度（以下「新NISA」という。）の開始に伴い登録申請件数は増加に転じている。

また、会員の役員・従業員数に対する外務員数の割合（図表6参照）は、2024年度は約80.2%となっている。

図表6 会員の役員・従業員数の推移



② 会員から委託を受けている金融商品仲介業者¹⁰⁰⁾ (691社) の外務員数の推移

会員から委託を受けている金融商品仲介業者（以下「会員仲介」という。）の外務員数は、全体の推移と異なり、2015年度（3,350人）から毎年度増加しており、10年間を経て、2024年度（9,730人）には3倍程度となっている。

この背景としては、特に2023年度において、特定の会員仲介が新NISAの開始を見据えて大きく外務員数を増やしたことも影響している。

③ 特別会員（200社）の外務員数の推移

特別会員の外務員数は、全体と同様、2017年度（約35.3万人）をピークとして毎年度減少しており、2024年度（約30.4万人）にはピーク時の9割程度となっている。平均値でみると、全体の約66.3%を占めている。

業態別でみる（図表7参照）と、都市・信託銀行及び地方銀行がそれぞれ10万人程度、第二地方銀行及び信用金庫がそれぞれ4万人程度、損害保険会社が数千人となっており、わず

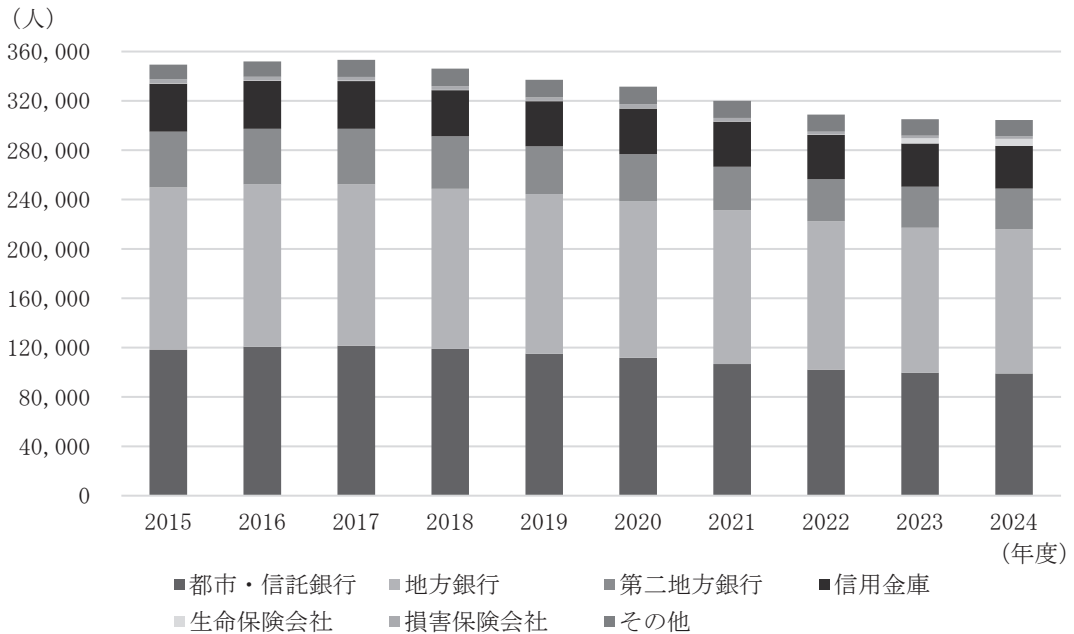
100) 複数の協会員から委託を受けている金融商品仲介業者の場合、代表する一つの協会員に紐づけているため、外務員数は、重複していない。

かな減少傾向にある。なお、生命保険会社は2022年度（323人）から2023年度（4,188人）に大きく増加している。

これらの背景としては、主に銀行及び信用金庫において、2017年度から2022年度にかけて新規採用の縮小や登録金融機関業務への従事を予定する社員による資格取得が進んだことに伴う登録需要の低下、2015年度から2019年度にかけての店舗の廃統合・機能整理や人員配置の効率化に伴う職務廃止届出の増加が影響していると考えられるが、2023年度以降は新NISAの開始に伴う増員の影響で登録申請件数が増加傾向に転じている。

また、生命保険会社においても、2023年度は新NISAの開始を見据えて登録申請件数が大きく増加したことが影響していると考えられる。

図表7 特別会員の外務員数の推移



④ 特別会員から委託を受けている金融商品仲介業者（4社）の外務員数の推移

特別会員から委託を受けている金融商品仲介業者（以下「特別会員仲介」という。）の外務員数は、2015年度（約9.4万人）をピークとして2021年度まで横ばいで推移していたが、2022年度（約8.2万人）以降大きく減少しており、2024年度（約7.7万人）にはピーク時の8割程度となった。

この背景としては、特別会員仲介については特定の会社が大きな割合を占めており、同社の経営動向が大きく影響している。

2. 外務員資格試験の受験者数の推移（2015年度～2024年度）

（1）試験全体の動向（図表8参照）

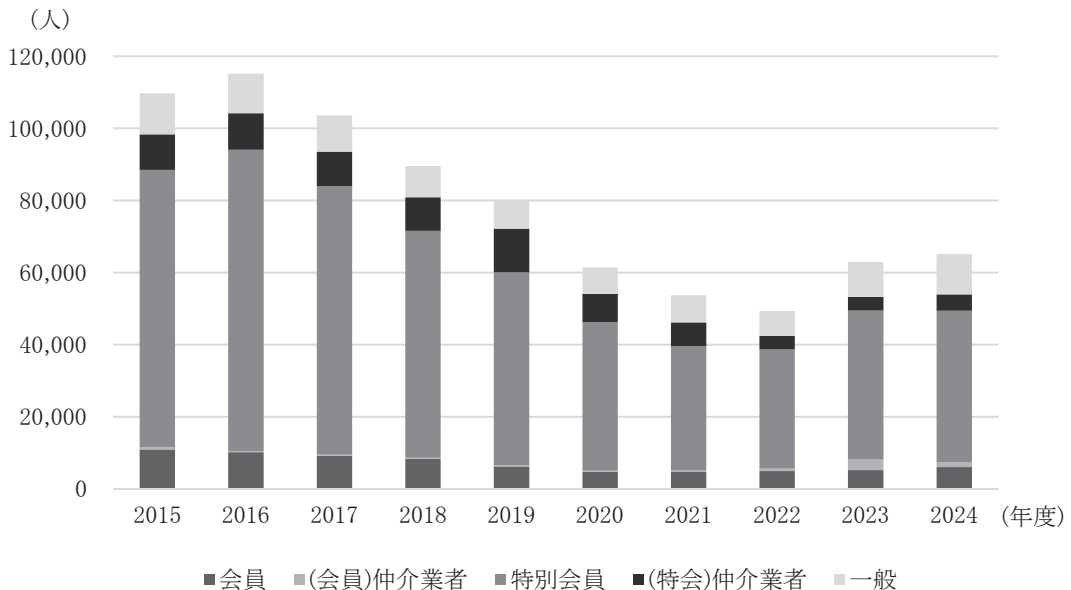
試験全体の年間受験者数は、2016年度（約11.5万人）をピークに減少局面に移行した。2022年度には年間5万人を下回る水準まで低下し、その背景には金融業界の業態・構造の変化、新規採用の抑制等があるとみられる。さらに、2020年度はコロナ禍による受験機会の縮減や採用活動の停滞等が重なり、前年度比約1.8万人減と大きく落ち込んだ。

その後、2023年度は景気回復に伴う新規採用の持ち直しや、2024年の新NISA開始を見据えた資格取得需要の増加等¹⁰¹⁾により約6万人まで回復し、減少傾向に歯止めがかかった。ただし、2016年度から2024年度の8年間で約43%減少しており、ピーク時との比較では依然として低水準である。

合格率の推移については、2019年度以前は概ね4割後半～5割程度で推移していたが、2020年度はコロナ禍で準備時間を確保した受験者の割合が高まった側面もあり、試験全体の合格率は約57%に上昇し、翌2021年度以降は約55%の水準で推移している。

年齢層別では、各年度を通じて20代受験者が全体の約6割を占めており、受験者数の増減は業界の新規採用動向と連動していると考えられる。

図表8 試験全体の受験者数の推移



101) 会員から委託を受ける金融商品仲介業者の受験者数も、新NISA開始のタイミングに乗ずる形で2023年度以降増加傾向に転じた（図表9参照）。

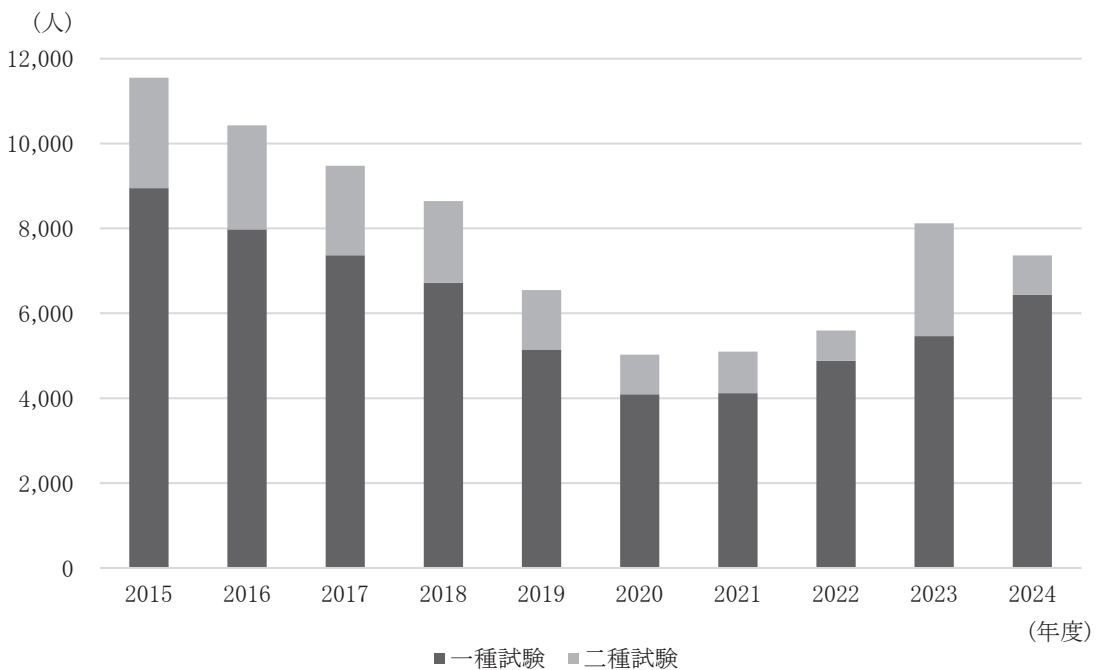
(2) 受験者の属性別の動向

① 会員¹⁰²⁾・特別会員¹⁰³⁾の受験者数の推移

イ) 会員の受験者数の推移 (図表9 参照)

会員の受験者数は業界の人員動向と連動し、2015年度以降、証券各社での新規採用縮小や支店統廃合の影響等で年々減少した。一種試験は2015年度(約8,900人)から2020年度(約4,100人)にかけて半減し、二種試験は2015年度(約2,600人)から2022年度(約700人)にかけて約73%減少した。ただし、2023年度は新NISA開始を見据えた資格取得の需要増加により、一種試験は約5,500人、二種試験は約2,600人まで回復した。

図表9 会員の受験者数の推移



ロ) 特別会員の受験者数の推移 (図表10参照)

特別会員は、例年、全受験者数の7割以上を占めている。

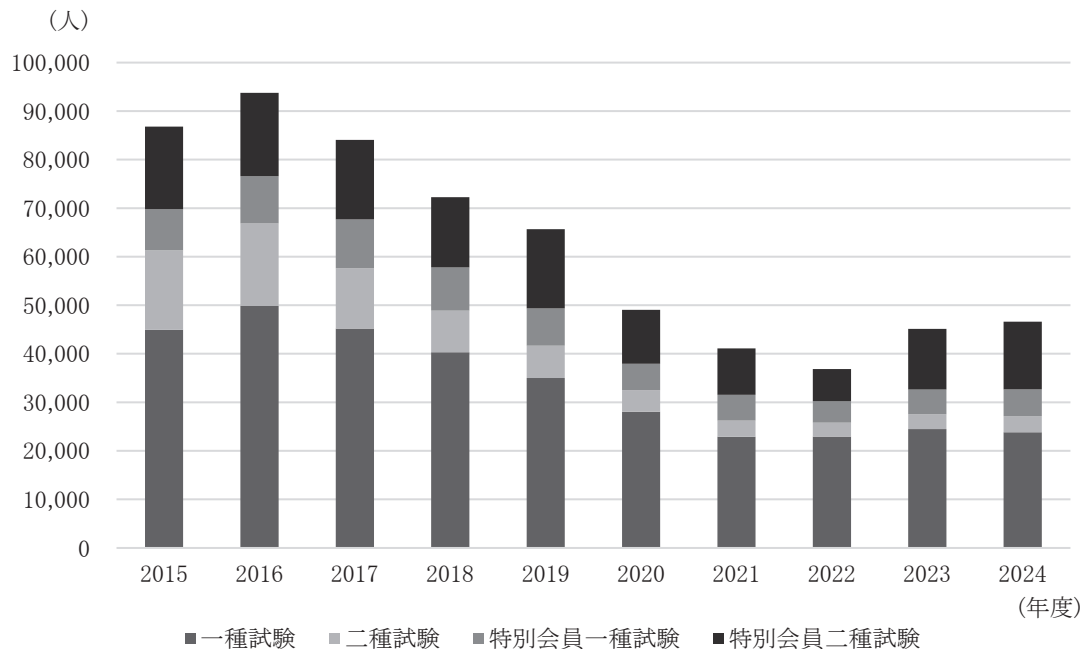
一種試験は2016年度に増加しており、これは日本銀行のマイナス金利政策導入に伴いより幅広い商品の提供が可能となる一種外務員資格の取得需要が一時的に増加したものと考えられる。以後、2017年度～2020年度は減少したが、2023・2024年度は新NISA開始に伴う需要増加もあり受験者が増加している。

102) 会員経由で受験申込を行った受験者をいう。

103) 特別会員経由で受験申込を行った受験者をいう。

特別会員一種試験，特別会員二種試験については2020年度以降はコロナ禍や銀行・保険業界の業務見直しによる人員最適化等により減少したが，2023年度は新NISA開始に伴う需要増加から大幅に回復した。

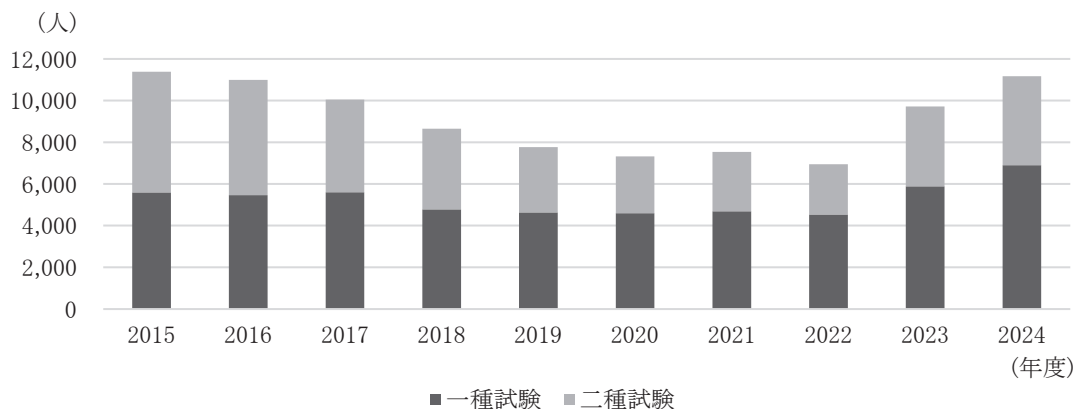
図表10 特別会員の受験者数の推移



② 一般開放試験の受験者数の推移（図表11参照）

一般開放試験（一般向け的一种試験，二種試験）は年間1万人規模が受験し，全受験者数の約10～15%を占める。年齢層で見ると22歳以下が毎年約2,000名程度で推移しており，金融業界への就職を志望する学生や大学の金融関連講義等の受講者などが多いことが推察され

図表11 一般開放試験の受験者数の推移



る。合格率は6～7割と比較的高く、自主的・意欲的な受験者が多い傾向が窺える。一般開放試験は試験全体に対して受験者数の規模が小さいが、学生のキャリア志向等から一定の受験ニーズを維持していると考えられる。

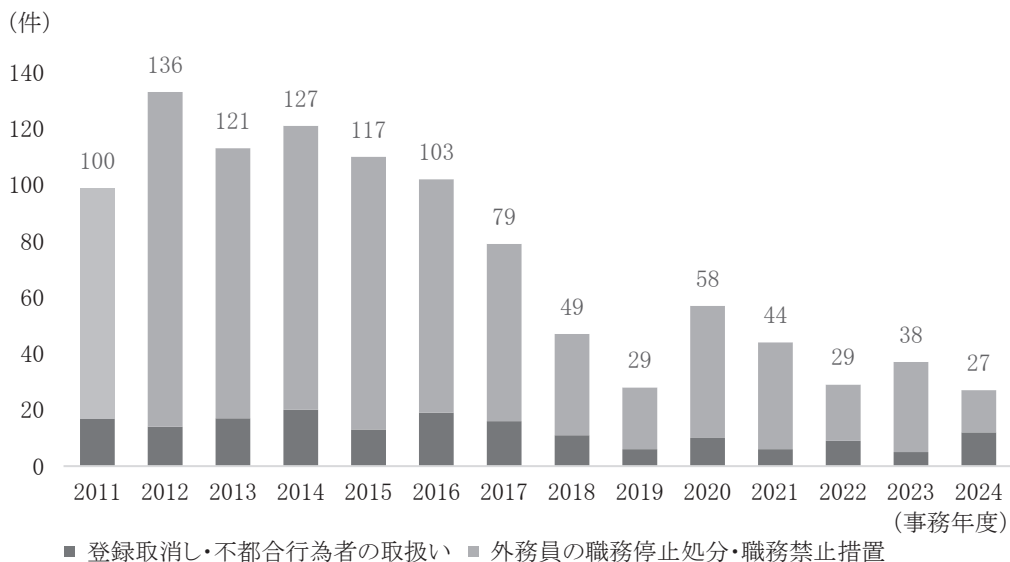
3. 外務員処分件数の推移（2011事務年度～2024事務年度）（図表12参照）

外務員処分の件数¹⁰⁴⁾は、2016年以前は年間100件を超えていたが、直近の2024年は27件と大幅に減少している。特に、金融庁が2017年3月に策定した「顧客本位の業務運営に関する原則」に前後して、処分件数の減少が顕著となっており、2011年から2017年の中央値が117件であったのに対して、2018年から2024年の中央値は38件と68%減少している。

また、処分内容別にみると、「登録取消処分・不都合行為者の取扱い」は漸次減少しており、2014年のピーク時は20件であったものが、2024年は12件と40%減少している。一方、「外務員の職務停止処分・職務禁止措置」は大きく減少しており、2012年のピーク時は119件であったものが、2024年は15件と87%減少している。

なお、行為別の内訳をみるといずれも減少傾向にあるが、「着服」よりも「無断売買」や「虚偽告知・虚偽表示・誤解表示」の方が大幅に減少している。

図表12 処分件数（処分内容別）の推移



104) 外務員処分の件数は、事務年度（7月から翌年6月まで）の数字。

V. (総括) 外務員制度のこれから

以上で見てきたように、現在の外務員制度は、登録制度による不適格者の排除、資格試験による専門知識の担保、資格更新研修による継続的な資質向上、そして行政処分と自主規制処分を組み合わせた執行体制という4つの大きな枠組みが中心となっている。

外務員制度は、長年にわたり投資者保護を軸に法制度と自主規制を重層的に発展させてきたものであり、登録制度、資格試験・研修制度、処分制度それぞれに改善が重ねられ、外務員の資質が強化されてきた点は大きな成果であると考えられる。これは、第IV章で見た統計データにおいても、外務員処分件数の大幅な減少などに現れている。

昨今、外務員制度を取り巻く環境は大きく変化している。会員証券会社、特別会員（銀行、生命保険等）、金融商品仲介業者と、外務員の所属先の多様化とともに、近年では金融商品仲介業者の外務員の増加など販売チャネルのより一層の多様化も進展している。また、2024年にスタートした新NISAは個人投資家の裾野を大きく広げる契機となっており、「貯蓄から投資へ」の流れが加速する中、外務員には、より広範な顧客層に対応し、信頼される存在となることが期待されている。

また、今後はAI等の技術の進展により、顧客対応や投資アドバイスのより一層の高度化が期待される中、外務員にはこれらの技術を適切に活用し、高い倫理観をもって顧客に向き合う姿勢が一層求められることとなるものと考えられる。

本協会としては、こうした外務員制度を取り巻く環境の変化に対応しながら、今後も登録制度の適切な運用、資格試験・研修制度の改善、処分制度の厳正かつ公正な執行を通じて、外務員の専門性・倫理性をさらに高め、投資者に信頼される外務員制度を維持・発展させていけるよう努力してまいりたい。

参考：外務員制度の変遷（時系列順）

主なできごとを時系列順にまとめると図表13のとおりとなる。

図表13 年表（外務員制度の変遷）

年	月	主なできごと
1928	8	不正行為者相互通知制度の開始（東株取引員組合「不正行為者通知内規」）
1935	7	自主的な外務員登録制開始（東株取引員組合「外務員登録規程」）
1935	11	不正行為者の採用禁止（東株取引員組合等）
1941	7	法的な外務員登録制開始（商工省令「有価証券外務員取締規則」）
1948	5	法的な外務員届出制開始（昭和23年改正証取法の施行）

年	月	主なできごと
1949	12	自主的な外務員登録制開始（東京証券業協会等）
1950	4	東京証券講習所の設立
1951	5	東京有価証券外務員講習所の設立
1952	8	不都合行為者制度の規則化（東京証券業協会等）
1957	5	東京証券講習所と東京有価証券外務員講習所の統合
1962	9	採用照会制度の導入（東京証券業協会等）
1965	10	法的な外務員登録制に移行（昭和40年改正証取法の施行）
1965	12	証券外務員資格試験規則制定（日本証券業協会連合会（以下「連合会」））
1966	3	第一回一般外務員資格試験の実施（連合会）
1971	6	投信債券外務員資格試験及び累積投資募集員資格試験の開始（連合会）
1973	7	社団法人日本証券業協会設立（各地の証券業協会と連合会解散）
1973	7	連合会の試験実施要領等を統合し一本化 ※これまで連合会が実施していた各試験は継続実施
1975	1	全国統一的な不都合行為者制度の施行（従業員規則施行）
1985	5	資格試験のマークシート方式への移行
1990	4	一種・二種外務員資格試験の開始
1992	7	日本証券業協会を証取法（現・金商法）上の認可法人に改組
1992	7	外務員登録・処分事務の証券業協会への委任（公正確保法の施行）
1996	7	特別会員外務員資格試験の開始
2001	10	外務員処分の公表（外務員勧告事案）
2002	2	資格試験のコンピュータ試験（CBT方式）への移行
2003	8	外務員資格取消し・停止処分の導入
2004	4	証券仲介業の導入
2004	9	二種外務員資格試験の一般開放を開始
2006	6	金商法制定（翌年9月施行）
2010	7	一級不都合行為者の区分を導入
2012	1	一種外務員資格試験の直接受験及び一般開放を開始
2014	4	外務員の職務禁止措置の導入（資格処分は廃止）
2018	4	処分手続及び不服申立制度の整備
2023	9	外務員処分の公表対象拡大（登録取消し及び不都合行為者の取扱い）
2025	12	処分通知等のデジタル化

以上

（日本証券業協会 規律本部長）